

# 監獄雜誌



第五卷第十号

## 目録

● 論説	● 刑注改正に就て所感を記す	快哉生	(一頁)
● 東北地方典獄協議會紀要	望洋漁夫筆記		
● 兩處分の并科に就て			
● 監獄衛生			
● 空知分監衛生意見	(二十二頁)		
● 特別寄書			
● 監獄遊園論	(三十頁)		
● 問答			
● 看守の退職年齢を定められざるは何故か	(三十二頁)		
● 雜録			
● 醫家用の食鹽給與に就て	(三十三頁)		
● 日清戰爭は又以て犯罪の多少に影響すると大なり	獨立生		
● 戦争も監獄事業			
● 作業用の眼鏡は官費支辨か將た自辨か			
● 炊事担当者に望む			
● 徳川幕府裁判所の構成及び権限	温博生		
● 男帯乳兒の被服衣費に就て	紀愛生		
● 看護許可の書籍に就て	故愛生		
● 教誨			
● 健康と教誨	原山生		
● 通信			
● 數十件	(四十六頁)		
● 寄書			
● 數十件	(四十八頁)		
● 刑事被告人の書信檢問に就き	自主生		
● 別房留置人に對する一策			
● 囚徒の書信に就て	風々生		
● 作業用品の紙屑中から發見したる貨物は如何に處分すべき乎	如夢居士		
● 刑罰起算點に就ての駁論	洋々居士		
● 控訴の取下を爲したる者に對する刑罰起算方に就て	南京逸居士		
● 囚人身分帳に付て	水崎基一		
● 批評	(五十三頁)		
● 監獄學を讀む			
● 雜報	(五十六頁)		
● 數十件			

# ● 會 告

○監獄雜誌第五卷第拾壹號迄及十二月發行第拾貳號代金ハ年末計算上ノ都合有之十二月上旬ニ於テ御拂込相成度若シ右日限迄ニ御送付難相願場合有之候ハ、確タル日限御通知ノ上兎ニ角十二月二十八日前本會へ到達スヘキ様御手配相成タシ

○監獄學代金一時拂若クハ月賦金十二月分迄ハ前記監獄雜誌代同様十二月上旬若クハ全月二十八日前御送金相成タシ

明治廿七年十一月

警察監獄學會

主任 磯村 兌貞

## ● 監獄學再版廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字  
 司 法 次 官 清 浦 奎 吾 君 序 文  
 神 奈 川 縣 知 事 中 野 健 明 君 序 文  
 靜 岡 縣 知 事 小 松 原 英 太 郎 君 序 文  
 神 奈 川 縣 典 獄 小 河 滋 次 郎 君 編 著

内務省警保局長 小野田元燦君序文  
 帝國大學法學部博士 穂積陳重君序文  
 敬授法學博士 都筑馨六君序文  
 内務省土木局長 久米金彌君序文  
 參事官文學士

# 監 獄 學 全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

本書は本邦現行の監獄制度を基礎となし有名なるクローチ氏編著の獄務教科全書の體制に則り傍ら最近の刊行に係るホルツェンドルフ、ヤーゲマン、ペール、ウルフ、エツケルト、スタルケ其他刑獄に關係する内外諸大家の著書を参照し科學的順序を追ふて苟くも治獄に關するの事項は細大洩すなく盡く網羅編纂したる所の一大著述にして殊に其の理論と實際とを融合し往々歐米諸大家の崇めて以て金科玉條と確信する所の定説を痛擧する所あるか如き大に著者、研究の素あることを知らしむるに足るものあり都筑文學士の序文に曰く「精を取るゝと多くて力を用ふること勤めたりと謂ふへ一寔に以て斯道の指南車となすに足る」と時正さに監獄改良の機に際す看守教科用書として最も適當なるべきは論を俟たず苟くも職に此の事に執筆せらるゝ所の者常に一本を其の坐右に備へられ且つ經國の有志も亦普く之を購讀するに至らんことを切望す若し夫れ購讀に關する手續等に就ては次に掲ぐる諸般購讀者に便利なる方法を參觀せられんことを要す

本書ハ司獄官、裁判官、警察官、議員及獄務改良に熱心なる當局者並に民間有志諸君の好評を博し就中各府縣の多數は獄務有益の著述と認められ看守教科書に採用せられたるを以て初版數千部は忽ち豫約済となり尙續々申込あるを以て直に再版に付せり有志諸君希くは一本を備へ愛重せられんことを

# ○監獄學再版豫約法

●定價金壹圓九拾錢  
●豫約割引法  
●豫約實價五部以下

- 一部 金壹圓六拾錢
- 二部 金壹圓五拾五錢
- 三部 金壹圓五拾錢
- 四部 金壹圓四拾五錢
- 五部 金壹圓四拾錢
- 六部以上 金壹圓三拾五錢

●運送費  
●製本及体裁  
●製本及体裁  
●製本及体裁

●製本及体裁  
●製本及体裁  
●製本及体裁

本年九月二十日限とす  
右期限後の申込は定價に復するは勿論印刷部數に限  
りあるを以て需用に應ぜざるとあるへし  
豫約申込は官符名若くは上等司獄官及本會集金主任  
官の内二名以上を以て下の書式に依り申込ありたし

豫約申込證  
小川滋次郎氏著述  
一監獄學  
右豫約廣告に基き當署員協議の上前編の部數致豫約候條本  
出來次第送本可有之然る上は代金並運送費合計幾干は(本月  
内一時)來る何月より向三ヶ月賦せしめて送金可致且代金完  
了せざる内讀員轉免等有之候共發行人に損失相掛申聞敷此  
段申入候也  
年 月 日  
又ハ  
何府縣 何官 衙印  
何府縣 何官 衙  
同官 某某  
印印

警察監獄學會 東京支會 出版部 宛

●送本  
豫約申込の順序に依り本年九月下旬製本出來次第直  
に送本すへし  
送本は専ら鐵道便、汽船便又は通運早達便に依ると  
雖ども部數僅少の個所若くは特に郵送を希望せらる  
向は其請に應し特に郵便に附す  
●送金  
銀行郵便爲換の内を以本會東京支會へ送金せられ郵  
便爲換は東京四谷局へ振込ありたし  
五部以下の申込は本年九月十月十一月の三ヶ月に六  
部の三分一宛を送金せられたし  
豫約期限内即來る九月中に全額送金の向は特に運  
送費は本會に於て支辨すへし  
又月賦金運滞の節は本價の一割増を請求すへし  
明治廿七年八月  
東京市四谷區荒木町廿七番地  
警察監獄學會東京支會  
出版部

## 監獄學目次

### 第一篇 總論

#### 第一章 監獄ノ沿革

第一節 古代○第二節中古○第三節監獄改良ノ開始○第四節近世及各國ニ於ケル獄制改良ノ現況

#### 第二章 犯罪及刑罰

第一節 犯罪者○第二節犯罪○第三節刑罰○第四節刑罰ノ種類○第五節自由刑ノ種類○第六節附  
加刑○第七節財産刑○第八節名譽刑

#### 第三章 行刑法

第一節 雜居制○第二節分房制○第三節階級制○第四節假出獄

#### 第四章 犯罪ノ豫防

第一節 出獄人保護事業○第二節救貧及教育事業○第三節警察

#### 第五章 監獄構造法

第一節 總論○第二節監獄構造ニ關スル一般ノ原則○第三節分房制大監獄ノ構造○第四節監房ノ  
構造○第五節拘置監○第六節留置場○第七節懲治場○第八節結論

#### 第六章 監獄管理法

第一節 監獄ノ定義及其種類○第二節中央監獄及地方監獄附屬監獄費國庫支辨ノ理由○第三節監獄  
官吏○第四節官吏採用法○第五節看守教習法○第六節俸給及給助○第七節監獄官吏ノ職  
務○第八節監獄官吏ノ一般義務(甲)服務紀律(乙)服制(丙)懲戒○第九節精勤證書及休暇

#### 第七章 監督權ノ所在

第一節 最上監督權ノ所在○第二節直接監督權ノ所在

### 第二篇 各論

#### 第一章 收監

第一節 收監ノ手續(甲)收監ノ要件(乙)收監拒絕ノ理由○第二節收監者取扱手續  
第二節 在監人檢束法

第三章	戒護官吏勤務法
第四章	遇囚法
第五章	懲罰
第六章	賞譽
第七章	書信及接見
第八章	監房訪問
第九章	釋放
第十章	釋放ノ事由○第二節釋放取扱手續○第三節假出獄施行手續○第四節免幽閉、特赦及大赦 ○第五節免刑及押送手續○第六節死亡手續○第七節宅預及病院送致
第十一章	作業
第十一章 第一節	給與
第十二章	食料○第二節被服及臥具○第三節清潔法
第十三章	衛生
第十三章 第一節	病者處遇法○第二節精神病者處遇法○第三節監獄醫ノ職務
第十四章	會計
第十四章 第一節	教誨ノ主義及方法○第二節教誨師ノ職務
第十五章	教育
第十六章	書籍
第十七章	監獄統計
第十八章	補遺
第十八章 第一節	女監取締ノ職務○第二節押丁ノ職務○第三節授業手ノ職務○第四節用達契約事項

監獄學目次終

## 監獄雜誌第五卷第拾壹號

## 論 說

## ● 刑法改正に就て所感を記す

國家刑罰權の作用は別て之を立法、適用及び執行の三種とす立法は即ち法律に由て顯示せられ裁判は即ち適用に屬し監獄は即ち執行の機關に供せらるべきものなりとす此の三つのものは常に鼎足、相須つの關係を有すべきものにして互ひに相調和榘合するを俟て始めて國家刑罰の權能を全ふするを得べし、法律、善美なりと謂ふと雖も法官其人を得ざれば法律は終に死文に屬し法官其人を得ると雖も法律、善美ならざれば即ち終に運用を如何ともする能はず法律と法官と幸にして兩々相備はるものありと雖も監獄當局の操縱若し其の宜しきを得ざるものあるときは刑罰、豫期する所の目的は此に至て終に雲消霧散に滅了するを免かれず之れと同じく又た如何に獨り監獄の當局に於て操縱の巧緻を努むるものありと雖も若し其の根本たる法律にして完備を闕き其の培養者たる執法官にして精思明敏に乏しきものあるときは到底、終に刑罰終局の効果を全ふし能はざるべきは論を俟たず、苟くも刑罰權能の完整を期せんとらば立法と適用と執行と一日を以て偏重偏輕する所あるべからざるや瞭々として火を觀るよりも尙ほ明らかなり、「法律の要求する所、盡く適實に之を執行せざるの不法なるは固とより論を俟たず、徒らに執行に適せざる法律を作爲す

ること亦た不法不條理なるを免かれず。」と是豈に博士テツクス和蘭の絶叫せし所なるに非らずや彼れ果して何んの必要あつてか之を絶叫す曰く和蘭新刑法制定の議あるの時に際し當時の立法者たる者動もすれば輒ち監獄執行の便否利害を等閑に付し監獄當局者の意見の如きは幾んど之を度外に放擲し去らんとするの傾嚮ありしを以てなり試みに我が現行刑法立法の當時に遡つて之を考察せよ想ふに識者の明必らず能く當時の事況を詳悉せん少くも今日に於ける刑罰三種の權能が相須つて行動する所の現況如何を尋究せば蓋し思半ばに過ぐるものあるを見るべきなり既往の事、予輩復た深く之を追咎するの要を認めず然らば則ち刻下、現行刑法改正審査の議ある今日に於ける立法者意嚮の傾く所果して如何となす予輩甚だ之を斷言するに踟躕するの感あるを憾らむ立法と適用(裁判)と二者相離るべからざる關係を有するものなるの理は世間之を知る者に乏しからず、執行(監獄)と併せて三者鼎足の關係を相有し執行當局者の立法の精神に通曉熟達するの必要あるが如く立法者及び適用者も亦た監獄執行の實際を尋究討査するの必要あるを認め斯くの如くにして始めて刑罰權能の完整を期する所以の眞理を確信する者に至ては蓋し鮮し、多々とも唯た口に之れを唱ふるのみにして事實は即ち監獄執行の要件を輕々に看過するもの滔々幾んど皆是れならざるはなしと謂ふも可なり予輩常に是を以て深憂となす

作動調和の要は先づ其の歸一する所の目的を判明ならしむるにあり目的、判明ならずして焉くんか能く作動の調和を期待することを得べけんや刑罰の主義及び目的に就ては古今、學者の説く所、各々相同じからず今に至る尙ほ未だ其の歸一する所あるを見ず或は他戒と謂ひ或は矯正と謂ひ或は防衛と謂ひ或は復讐と謂

ひ或は彼の所謂絶對主義なるものに據れば即ち刑罰の目的は刑罰其れ自身に在つて刑罰以外また一の目的を有するなしと謂ふ而して立法(刑法)は即ち常に其の目的のある所を緘黙す蓋し學理を闡明し主義及び目的を劃定するは立法の干預する所に非ずと謂ふを以てなり是を以て執法者は常に其の憑據する所の學理に基きて適用し執行者亦た個々其の傾信する所の主義に據つて操縱す一頓一挫立法の精神は執行の終局に至て殆んど全く一變し少くも大に其の轉化を蒙むるに至るを免かれざるもの獨り我が國今日の現況に於て然るものありと謂ふに非らず泰西法曹諸家亦た大に之を慨し或は列國刑法會議に或は萬國監獄會議に毎會殆んど如何せば三權不調和の弊を匡治するを得べきやの問題に就て反覆討議を盡くす所あらざるはなし而して其の歸着する所は即ち立法は常に其の適用を監督すると共に執行の便否利害に就ては最も深く慎密の注意を加へ又執法者及び執行者をして立法の精神に通曉せしむるの必要なるは論を俟たず殊に執法者が執行の實況及び効果を冷淡視するの弊事は一日も速かに之を矯正し且つ何れの國に論なく(殊に監獄改良の事業に着手若くは既に其の完整を告げたる國に在つては)若し幸にして現行刑法を改正する等の機會に遭遇せば宜しく先づ實際的執行の便否利害を審究するの必要なるは勿論尙ほ進んではまた執法者及び執行者即ち監獄當局者をして立法に干預せしむること蓋し刑罰の主義及び目的を貫徹し三權調和の妙用を期する所以の最好方便なりと謂ふにあり(千八百九十年ハルレに開設したる列國刑法會議の席上に於ける「ドクトル」ベテツケ氏の發言に係り滿場の一致を以て之を可決したり)嗚呼我國、今の時は即ち如何三權果して能く調和の妙を得る者と謂ふを得べきか尠くも實際的執行の側より之を觀察し法律に適用に果して兩つ

ながら周到完備、一點のまた其の間に遺憾を挟むものなしと斷言するを得べきや、法律の示命する所、果して能く盡く執行し得られつゝありと信ずるか、縦し執行し得られつゝあらざる迄も果して能く執行し得られべく又執行に據て果して豫期の目的を貫徹し得べしと信ずるか監獄改良の事業は長足の進歩を以て日に益々其の完整を告げんとするの機に際し動もすれば輒ち獨り憤々たる俗輩の誤解する所とあるのみならず往々にして多少諷見ある上層有司の者すら尙ほ且つ強て冤を此の事業の上に加へんとし社會、犯罪殊に累犯者の益々増加するの傾向あるを見ては即ち忽ち其原因する所を以て之を監獄行刑の不備に歸し厚顔、敢て或は獄制、改良するに非ざれば到底、刑の權能を全ふし社會をして犯罪の危害より離脱せしむること能はざるべしと絶叫する者あらんとす獄制の不備なるを免れざるは予輩も亦實に之を認む然れども獄制の不備なるが如くに立法及び適用の不備なるとも亦之を認めずんばあるべからず獄制の不備なるが爲めに犯罪の増加を來すが如く立法及び適用の不備なるが爲にも亦た大に犯罪殊に累犯者を繁殖するの因を爲すことをも知悉せずんばあるべからず、犯罪増加の原因を以て一に之を獄制の不備に歸せんと欲するに至ては淺見も亦た甚しと謂はざるを得ざるなり、執行の局に當る者誰か其冤に憤慨せざる者あらんや嗚呼我國今の時は果して如何となす刑法は改正せられ監獄則亦大に修補せらるゝ所あらんとするの時機なるに非ずや三權不調和の弊を根治するが爲めには最も適當の好機會なりと謂ふべし、刑法改正の審査委員は既に組織せられ其事業も亦た着々進行せられつゝありと聞く委員は皆な是れ當今、有數知名の士盡く我が法曹社會の粹を抜くものにあらざるはなし、立法の完整を期する所以の上に於て固より遺算なかるべしと雖も若し予輩をして尙ほ忌憚なく之を言はしめば我が賢明なる立法者も亦た彼のハルレ列國刑法會議の決議を省察し此際執行當局の有司一二を撰んで以て之に名譽ある審査委員の一議席を割愛せられんと切望の至りに堪へざるなり、執行の便否利害及び其の効果如何は執行の局に當る者にして始めて能く之を詳悉す、立法に關する適切な考案も亦た夫れ或は彼れの經驗より生出せん、斯の如くにして始めて三權不調和の弊を根治し此の如くにして能く刑罰權能の作用を完全ならしむるを得ん、和蘭新刑法制定(千八百八十一年)の際に當り一面深く執行の便否利害を討究する所あると共に一面、行刑當局の吏僚を擧げて審査に従事せしむる所あり、傳へて以て法曹社會の美談となす、シツハルト曰く經驗は眞理の母てふ格言をして事實ならしめば刑法の眞理は行刑の實際に由て始めて發見し且つ確認せらるゝを得べきなりと當路者請ふ之を思へ

● 東北地方典獄協議會紀要 (承前) 快哉生

各縣提出の討議事項は總べて前以て之を印刷に付し開會前までに夫々配付の手續を了せられぬ討議事項は總じて凡そ二百二十五件にして件數の多きには一見先づ何れも一驚を喫せざるはなく豫定一週間の短日數を以て斯る多數の議件をば議了し得べしとは何人も幾んど豫想する能はざる所なりし、斯く議件多數なること實に以て氣運が如何に協議會の必要を促がせしかを卜知すべくまた我が同人社會が此の事業の爲め如何に常に研究推敲を凝らしつゝあるかを想像すべきなり、言ふことを休めよ、議件多きは偶々以て此の事業の幼稚なるを示見する所の徴證と、今の時は即ち事業草創の時代にして懷疑は則ち此の時代に必然

免かるべからざるの數なるを以て苟くも疑義の存する所、煩細を厭はず各其の胸膈を開披して隱慮なく之を請益の資に供し排闥揖瓦以延光明に至つて始めて止むの覺悟なかるべからず、彼の漫に知らざるを  
 知りりとして大人を氣取り疑つて而して問ふを知らず蔽ふて而して辨ずるを知らず或は人の其の長短を覘  
 ふを慮りて冥然、揜覆して以て偽黙を裝ふが如きは予輩甚だ之を嫉む予輩も亦た彼の獨逸等に於て時  
 々開設せらるゝ所の典獄協議會の事況を聞知せざるに非らず其の討議に付せらるゝ所の議件は毎會凡そ多  
 くとも四五の事項に過ぎず一件數日に亘つて尙ほ議了するに至らざるものあるが如く如何に其の事項の少  
 くして且つ何れも重要なるものゝみを精擇しあるかの事實は予輩も亦た能く之を詳悉す、然れども是は彼  
 れに於て始めて期すべくして未だ我れに望むべきことに非らず、獨り事業進歩の現況に於て彼此大に相同  
 とからざるものあるのみならず制度統一の上にも亦た我れと彼れとは大に其の國情を異にするものあ  
 つて存す、彼れを以て驟かに我れを律せんと欲するの不可なるは必ずしも予輩の辯を俟たずして明らか  
 り、複雑は單純に入るの順序なり、懷疑あつて始めて眞理顯はる、複雑なれば複雑の飽くまで複雑ならんこ  
 とを望む、疑ひあれ、疑ひの飽くまで多岐にして辨難の益々詳慎ならんことを望む、協議會に於ける討議  
 事項の意外に多數なりしと予輩寧ろ大に之を歡ぶ唯だ夫れ敏於言が如くに亦た敏於行べく一旦、決議し  
 たる所の事項は殆んど法律的逕由の効力を以て之に置き如何の支障あるに拘はらず善かれ悪かれ兎に角  
 之を實行するの言責を盡くすの決心なかるべからず斯くの如くにして獄務統一の實効を期せらるべく協議  
 會開設の目的亦た此に至て始めて貫徹せらるゝを得べし陽明子曰く古者言<sub>一</sub>不出恥躬之不<sub>一</sub>建也と當局

諸氏、既に之を言に發す蓋し豫め其の躬建を期する所あればなり予輩請ふ刮目して之を見ん

開會の式終つて議事は此に開かれぬ(午後一時三十分)討議事項は巖手縣提出の分を初登となす件數凡そ十  
 有八其の重なるものゝ討議の模様、決議及び批評の梗概を掲ぐることに左の如し(以下總て之れに做ふ)

- 一、監房着席一定の番號附着の方法及着席順序の標準並二人以上拘禁の監房に在ては其坐法を一定し  
 ては如何

本問は別て之を三段となす第一段は即ち獄務概則第三十五條「監房内に在ては一人毎に其席を定め其席に  
 は豫め一定の番號を付し置くべし」との規定より生ずる所の疑問にして如何せば能く此の規定を實行し得  
 べきかと云ふにあり第二段は即ち着席順序の標準にして個人的如何の關係をば標準として着席順序の前後  
 をば定むべきかと云ふにありて又其の雜居監房に於ては座法即ち背坐法と對坐法と何れが利益ある方法に  
 一定したしと云ふこと即ち其の第三段の疑問とす、番號附着の件に就ては各地監房構造の狀況に據り必ず  
 しも其の附着の方法を一定する能はず且つ概則所謂「付すべし」とは敢て狹義に紙片或は木片を以て一々其  
 の番號を坐席に付着するの旨意にもあらざるべきを以て苟くも一定の坐席番號を付する所以の精神だに貫  
 徹せば其の方法の如きは各地當局者適宜の措置に一任して然るべしとのことに決定せり第二段も亦た同斷  
 にして監房の模様依り前後必ずしも何れを上位とし何れを下班となすこと一定し得べきに非らず且つ所  
 謂個人的關係なるもの一に當局者臆懼の判定に存するものなるを以て此には始らく之れが限定を見合はす  
 ことゝなりぬ第三段、坐法的一種即ち背坐法なる所のものは提出縣實驗の成績より之を見るに弊、寧ろ利

に優ざる所のものあるかの感あるを以て衆議若し之を不可とせば更に對坐法に改正するあらんと欲すと云ふにありしが他縣に於ては尙ほ未だ之れが實行を試みざるあり或は實行の結果未だ俄かに之れが利弊を斷言する能はずと謂ふものあり姑らく他日に譲つて十分其の利弊を論定すべしと謂ふに決議せり、記者想ふに背坐法は即ち故セーパツハ先生の創見にして先生岩手縣一ノ關監獄支署巡回の際に於て始めて當局者に對し之れが實行を試みる如何を勸奨し時の典獄本多氏即ち承けて之を實行し爾來今日に至るまで殆んど三星霜松江典獄また依然、繼續して以て其の成績如何を研究せられたるものと見ゆ、予輩今經驗ある同典獄の口より其の成績の妙ならざるものあるを聽き一層殊に遺憾の情に堪へざるものあるを覺ふ背坐法果して非歟之れが執行の注意に於て尙ほ未だ足らざる所あるにはあらざるか何れの點に於てか果して兩々相面坐する所謂對坐法なるものに比し背坐法の檢束上及び別異上に於て劣れる所ありとなすか、予輩は一日も早く多數實驗の成績より斷定せらるゝ所の詳確なる報道に接せんことを切望す

## 二、 在監人の敬禮に對し司獄官答禮の可否

本問は青森縣よりも亦た提出せらる或は曰く在監人たるものすべて號令に由て敬禮を爲すを要す故に號令に由る敬禮を受くるの場合には答禮をなし任意に出づる敬禮の場合には之れを要せず或は曰く司獄官吏は在監人に對し絶對的答禮を爲すことは其の時と場合に應ずる機宜の取捨に任かせて可なり而して其の歸する多數の意見は即ち左の如し

看守長看守等制服を着する所の者はすべて注目を以て之れに應へ書記、備員等制服を着せざるものは輕く帽端に手指を觸るゝを以て挨拶し典獄は時と場合に據り便宜、取捨する所ありて可なり

之を要するに在監人の敬禮に對し司獄官たる者答禮を爲すべしとの精神は即ち此の決議に由つて確認せられたり這般の事若し果して各地一定の措置を要すとならば予輩も亦た此の邊の決議を以て適當なりと信ず答禮の事を以て一般に時と場合に應ずる機宜の取捨に任かすべしと云ふの説は予輩一個の眼には頗ふる價直なるものあるを覺ふ

## 三、 各監作業課程を一定しては如何

是れ望むべくして實行すべからざるの事たり果然衆議亦た此にあり但し監獄則規定の精神も亦た作業課程の區々ならざらしめんことを要望するにあるが故に將來とも務めて此の精神に基き成るべく廣く各地の實際を考査して一定ならしむるの方針を取ることに審決せり

## 四、 定役囚の食糧程度を一定しては如何

宮城縣亦た同一の問題を提出す審議の未終に委員付托の事に決定し會頭は即ち山崎典獄外二氏を指名して委員となす委員は廣く參集各地方に於て實行しつゝある所のものを徵求して調査の料に充て終に左案の如く報告して以て審議を求むる所ありしが(協議會最終の日に於て)時既に閉會に迫り且つ事極めて重要に屬するものなりとの故を以て不幸、議決を見るに至らず後會まで之を延期するとゝなりしところ遺憾なる而して特に此に未だ議決に至らざる委員、調査の結果を掲ぐる所以のもの蓋し此の報告たる予輩が敬信する所の老練なる典獄諸氏の考案に成り且つ廣く實際に施行しつゝある所のものを窮搜し其の過不及なきを認

論 說

十

められたる所に由て調査せられたるものなるを以て總令ひ正式の議決を経るに至らざるも亦た既に已に運  
 由、少くも標準として増減を断行するに足るの價直あるものなりと信ずればなり

四人作業別食量

八 合		七 合		六 合	
開墾 原野荒地 田畑搬送	採鑛 鐵、炭、石、 砂利	運搬 土、石、木材、 砂利	土方 最モ	碎石 荒切 石出	
春米 麥	土練 煉化瓦	土打 煉化瓦	木挽	薪割	
雪路開通夫	鑄物 最モ 強役	大轆轤 綱引 大器 轆轤	轆轤	桶工 徑五尺 以上	
大鍛冶	炊事	土方 井戸 トモ	石工	麥挽割	
耕耘	運搬	鍛冶	轆轤	建家大工	
煉化製造 運 運炭トモ	瓦工 運炭トモ 積	桶工	屋根葺	草工	
車大工	指物工 大形彫 刻トモ	機工 大器 轆 石底轆、小倉轆	附木 マツチ 製造 元取割方	綿打	
土室工 磨方	紙工 大器 轆及千方、 打方、摺方、運炭	掃除夫	馬夫	營繕人夫	
疊工 床 殆	蕪打	鑄物工	楊枝工 切方	洗濯夫	
左官	味噌醬油釀造	木羽工	楊枝工	下駄	
染工 及物染	雜役 荷造等	鑄工	鐵葉細工	鑄物	
耕耘 野菜 拵等	彫刻 木石 トモ				
竹細工	塗物				

五 合		四 合		三 合	
陶書工 大摺 大摺	七寶燒 女小倉轆 機織 糸延トモ	草工	靴工	染工 糸 糸	
裁縫 密針路	七寶燒 器具刺	綿摘 手摘	洗濯	米篩	
楮皮剝	籠織	蕪撰リ	看護	理髮	
掃除	疊刺	雜役	塗物	書工	
草取	挽物 磨キ	釘削	草工	綿摘 手摘	
七寶燒 器具刺	鑄工	鑄物	裁縫	紡績	
糸練 糸合等 トモ	簾編	網漉	野紙摺	狀袋拵	
洗濯女	經師	提灯張	紙摺	草履作	
紙裁	表紙張	紙屑撰リ	蕪工	籠織	
編笠	楮皮剝	米撰			
麻工	看護女	掃除女			

備考

管内監獄間の押送囚にハ六合を給す

放免及裁判所召喚等の者には四合を給す

免役日には前日の食量を給す

雨天其他の差支に依り一時他業に轉したるときは其業に相當の食糧に變更するものとす

論 說

十一

五、控訴人の最終判決裁判所々在の監獄は其罪名刑期或は無罪免訴等を曾て在監たりし監獄に通報を爲すこととしたし

之れに據つて便を得るものは即ち多數にして之れに便を與へんが爲に言ふべからざる繁雜の不幸を蒙むる者は即ち小數なる最終判決裁判所々在の監獄なり、多數決を以て之を小數、不利益の地位にある者に要望するの少しく穩かならざる者なきやを懸念せしが果して提出縣の意も亦た敢て表面的協議に付するほどの深き底意あるに非らず唯だ打ち明けたる希望を表するに過ぎすと云ふ迄のとして別に儀々しき討議にも及ばれざりしこそ道理なる、然かも此の希望は幸にして精勵且つ寛厚なる山下及び山崎兩典獄の（即ち最終判決裁判所々在の監獄）收容する所となり結局一ヶ月經め位として成るべく敏捷精確に報道するを怠らざるべしとの好意を表せられたれば提出縣は言ふを俟たず滿場皆な満足の謝辭を以て之れに酬ひられぬ

六、豫審免訴又は保釋の言渡を受け未だ檢事の出監指揮なき中拘禁の方法

議決。 監房の許るす限り成るべく之を獨居室に拘禁するを可とす——之を要するに斯かる種類のものに縱令ひ寸時間なりとも之を元房に還歸せしむることは最も禁忌すべく幾重にも都合して成るべく之を獨居室に拘禁すること肝要なりと信す

七、監獄内の各要所へ急報設備の方法

是れ亦た獄務概則に所謂監獄内の各要所（門監、役場、病監、看守所等）及官舎には事を急報し得るの設備あるを要す（第二十一條）とある規定に基づきたるの疑問にして諸氏各々其の實驗する所に就て仔細に談話せらるゝ所あり殊に長屋典獄の實驗談は大に滿場の注意を惹き起したるものゝ如くなりしが結局、今日迄の處未だ何れの方法か萬全なりとのことを斷言する能はず各自、尙ほ十分に研究を凝らす所あるべしとのことにて次ぎの問題に移りたり

九、差入飲食物は特定人の差入にして聊か疑ひなき者と雖も嘗試せしむるや（未完）

記者日本誌前號に於て典獄協議會紀要は成るべく一回若くは二回を以て掲了するに至らしめんことを約する所ありしが記事頗る詳密にして行文亦た從て長篇に涉り到底二三回の分載を以ては掲載し了せんと能ふべきにあらざる讀者請ふ記者の約に違ふを咎むるなく協議會紀要が篇を重ねるに従ひ如何に益々佳境に入るかを樂まれんことを

### ●巡回見聞記（第二）

望 洋 漁 夫 筆 記

身上票「健康」欄の記入を見るに多くは現在に於ける當該囚健康上の状態にして其の既往症の調査に係るもの甚だ稀れに且つ本欄、記入の判定と本票初葉、「監獄醫」回覽の下に診定したるものと相異なること例へば彼れに「強壯」と記し此れには「虛弱」と掲げあるが如き撞突を免かれざるものあるは缺點と謂ふべし而して此の撞突ある所以のものハ彼れと此れと其の調査主任を異にするが爲めなりと謂ふと雖も惟ふに若し何れも共に監獄醫をして記入せしむることに一定する以上は決して斯かる不都合なきを得ることなりと信す且つ本欄の調査は獨り現在の状況のみならず併せてまた否々寧ろ主眼として既往に於ける健康上の來歴

をば詳悉せらるべからざることなるが故に(警察に訂正を照會する所以の必要、實に此にありと謂ふべし)予は此の點に就て大に當局者の反省を求めずんばあるべからず蓋し既往に於ける健康上の來歴を詳悉するの要は獨り個人的遇因上の便に充つるのみならず尙ほ又犯罪統計上、最も價直ある有益の資料を供給すべきものなるを以てなり、刑事人類學の基礎とする材料の如きは殆んど一に此に仰ぐとも謂ふべきはどのものにして此に據つて即ち精神及び形体上の變調如何が——其の先天性なるか將た後天性なるか——如何に犯罪の上に關係を及ぼすの大なるかを研究するを得べし而して其の所謂「既往の來歴」と稱するもの、凡ろ如何なる事項をば調査すべきかと謂ふに鄙見に據れば何病にあれば顯著の既往症は言ふを俟たず殊に最も幼時に於て癩癩症を患へたることはあらざるか或は癲癩症、舞踏病又は其他の神經性疾病、或は精神病、腺病、結核病等に罹りたることはあらざるやと云ふが如き點即ち是なり蓋し是等の疾病は歐洲各國に於て統計上、最も多く犯罪者に固有するものなるの事實を表明し得られたるを以て我國に於ても亦た果して同一の現象を呈出すべきや否やを研究すること甚だ有益なるべしと信ずるを以てなり予曾つて普國「モアビート」監獄に於て理用せし所の身上表五六通を披閱せしに其の過半までは何れも「健康」欄に於て或は「二歳まで癩癩症を患ふ」或は「生來虛弱五六歳の頃より癩癩症に罹り營養極めて不良なり」或は「時々癲癩性發作あり其の初發の時を詳かにせず」或は「二十一歳の頃激甚なる單九炎を患へ爾來時々頑性癩疾に陥む」と云ふ」等の記入ありて其の現在に於ける健康上の狀況を調査することは割合に甚だ簡略なるものゝ如し(尤も表紙回覽とある「監獄醫」の名下には最も精密に其の診定の結果を記入せり)希くは當局者の一考あら

んことを望む

監獄は何の爲めに警察に向つて、囚人身上表の訂正を照會するの要あるか又警察は之れに對して如何なる點に如何なる注意を用ひて、應答せざるべからざるか警察にして若し果して能く之を詳悉するとならば則ち止む實見する所、或は尙ほ未だ不幸にして警察の爲め十分に了解する所とならざるものなきやの感を抱く、是は獨り東北地方にのみ限らざることなるべきを以て願はくは此の際、各地方當局者諸氏に於て地方長官なり將た警部長なり便宜、十分の打合せを遂げ警察署長の會議等を利用して大に其の旨趣のある所を傳達せしむるに至らしめられんことを然らざれば即ち相互幾多の郵税を費したる身上表訂正の照會は儀式的徒勞の手續たるに止さらざるを得ざるべきを以てなり、

身上の分明なるもの、(例へば累犯者の如き若くは監獄所在地方の居住者にして監獄に於ては既に己に其の身上上の關係をば詳悉しあるが如き所の者)必ずしも盡く之を警察に照會するの要あらざるは論なきなり而して之を警察に照會する所以の者、一は以て受刑者虚偽の申立を制裁する所あらんと欲するにあることなるが故に若し果して警察の調査に據つて虚偽の申立ありしことを發見する所ありしならんには品にも由れ若し事の重要なもの例へば前科包藏、姓名詐稱等の事實の如き容赦なく直ちに之を處分する所なかるべからざるは勿論なり然るに間々之を其儘に差擱くが如きものあるを見るは嘗だに遇因紀律の上に不可なるのみならず警察照會の旨趣に對しても亦た少しく妙ならざるやの嫌ひあるを信ず或は曰く是れ蓋し止むを得ざるの理由あつて存す即ち其の身上表なるものは刑事被告人として入監せし當時に於て調査する所のもの

を以て直ちに之を囚人に化身したる場合に應用することなるが故に後日に至り縱令ひ虚偽を發見することありと雖も之を以て既に化身したる囚人其者を制裁すること能はざるが爲めなりと刑事被告人たりし當時の身上表を以て之を囚人の化身に利用すること至極の便法にして予は固より之を不可と謂はず然れども刑事被告人より囚人即ち受刑者たる身分に變更するの際に於ては必ずしも一應は則ち受刑の申渡をなし同時にまた改めて身上調査の手續を遂ぐべきこと必然の順序にして既に此の順序を取るべきこと必要なりとせば縱令ひ實際は刑事被告人當時の身上票を利用すると云ふと雖も表面は則ち新たに訊問調査したるものと毫も異なる所あらざるなり而して糸毫も虚偽の申立あるを許さざるのことは此際既に十分當該囚に向つて豫戒を加ふる所あるべく此の豫戒に違ふ者は即ち是れ敎令の違犯なり違犯は則ち嚴に獄則處分を以て之れが制裁を加ふる所なくんばあるべからず若し夫れ刑事被告人として入監せし當時に於て既に精密の調査を遂げたる所あるが故に其の囚人として處刑せらるゝときに於ては改めて復た之を調査するの必要あるを認めずと謂ふが如き者あるに至つては予はまた共に語ることを屑しとせざるなり然し恐らく一人として斯かる謬見を抱くが如きものあらざるべきは勿論なり

犯則最終の訊問は典獄、必らず自ら之を爲さざるべからざるは勿論決定、言渡等の事亦た決して之を僥倖に委す可らず、懲罰表記入の如きも「判決」の欄は罰種、罰期、月日等少くも典獄自ら事を執り且つ署名若くは捺印すると必要なり予は此の點に就てまた多言せず唯だ實見する所、犯行と懲罰執行とたどひ電光石火、影の形に應ずるが如しと言ふ迄には至らざるも彼の往々にして有り勝ちなる遷延空過の弊あるを認めざるには敬服せり尤も間々同囚人而かも餘り時日を經過せざる間に於て累犯せる行爲に對し千遍一律常に「減食二合一日」と云ふが如き輕罰を連續するものあるを見しは予が眼の例外に慘酷なるの爲めなるかは知らざれども少しく物足らぬ心地ぞせられたり

行狀視察の事、看守長主要の任務たること固より言ふを俟たず書記、監獄醫、教誨師も亦た常に其の動靜を偵察し、偵察の結果は則ち之を行狀視察表に記入するを要す故に若し前記、所謂高等司獄官たる諸氏にして常に精密周到の視察を怠られざりしならんには彼の視察表なるもの決して空白に存置せらるべき筈はあらざるなり縱令ひ三個月以上全体の囚人に普及する迄には至らざるも少くも幾分は則ち高等司獄官の視察に入り入らば即ち視察表に記入せられざるべからず特に視察表の設けある所以のもの蓋し是れが爲めなり然るに若し毎冊、殆んど空白の視察表を以て繰込みありと云ふが如き有様なりとせんか是れ即ち行狀視察を以て一に之を看守に放任するの宿弊を襲ぎ高等司獄官は之れに對して甚だ冷淡なりとの妄評を蒙ひることありと雖も或は終に其の寃を雪ぐ能はざるの不幸に陥るを免かれし是れ亦た當局者の一考を煩はすの價直ありと信す

前段身上表「健康欄」記入のことに就き少しく言ひ漏らしたる所あれば尙ほ此に補述するあらんと欲するものは他に非らず其は本欄記入の事項は獨り當該一個の囚人に關するのみならず併せて又其の父母兄弟姉妹等所謂最近親族に關する健康手歴をも成るべく精密に調査するを要すとのこと即ち是れなり實見する所、往々にして此の點に付き比較的稍々粗略に失する所なきやの觀あるは遺憾なり今左に普國「モアヒート」監

獄に於て現用せし所の身上表「健康欄」記入の事例を掲げて参考に供す

健康		當該	
親族	父ハ頼任院ニアリ母妹健全、姉ハ十五歳ニシテ死役スト云フ其病名ヲ詳カニセス	相違ナシ	相違ナシ
康	本因ハ二歳ニ至ル迄痲痺症ヲ患ヒ爾後大患ノ記スヘキモノナシト雖性來虛弱、尋常時令ノ變必ス感冒ノ犯カス所トナル	相違ナシ	相違ナシ
族		相違ナシ	姉ヨゼフ急性肺炎ノ爲メ二十六歳ニシテ死亡ス

備考 上欄は本因の申立に依り下欄は警察の訂正とす

身分帳の表紙「此帳簿は某年月日を以て終結するものなり」との記入は如何なる機会に於て之を爲し又其所謂年月日なる者は放免期日を記入すべきや將た刑期満限の日を以て記入するを正當となすべきやの疑問あり予は之れに對して卑見を述べて曰く書類の終結は必ずしも満期若くは放免と伴ふべき者にあらず本人は既に監獄を去るも書類にして若し尙ほ整理を告げざるものあるときは（例へば或る官衛に照會を發したるものに對し未だ之れが回答に接せざる等の場合に於て）縦令ひ本人は既に放免せられて監獄に在らざるも其の帳簿は未だ以て完結する能はず或は未だ放免又は満期の期日に至らざるも若し死亡若くは逃走等あれば則ち帳簿は此に完結すべし従つて其の記入の如きも亦實際、帳簿の完結する日に至つて始めて之れが手数をなすを本則とす然れども實際多くは放免の日即ち書類の完結すべきの時なるを以て豫め此の時日を以て記入をなし且つ之れが記入は入監の日則ち身分帳簿調製の當日を以てするも亦た便宜なるべく普國等に於ても亦た多くは此の例に據り若し死亡、逃走又は照會等の爲め變更ある場合に於ては其の都度之れが訂正を加ふるものゝ如し兎に角何づれにまれ彼の終結の記入を表するもの固と書類編纂上の便に供せんが爲めの旨意に出づるものなるが故に成るべく此の旨意に適するやふ機宜の措置あること然るべしと信ず而して若し前以て記入をなすとならば其の終結の期日は放免日即ち刑期満限の翌日を記入するを以て至當とすべし獄務の統一を期し且つ改良の進歩を期する所以のもの實に高等司獄官會議より急切なるはなし會議は即ち高等司獄官の職務にして而かも最も重要な職務の一に屬するものなりとす彼の書記看守長をして其の主任の事務にのみ偏局せず獄務全般の事項に通曉し其の事項に對して熱心に親切に且つ適當に研究を凝らし由つて以て斯の事業の改善を圖り由つて以て彼の書記看守長をして未來の老練典獄たらしむる所以のもの司獄官會議を措て果して他に何かある、司獄官會議を輕視する者は不親切なり輕視せられて顧みざる者に至つては最も不親切且つ不熱心なりと謂はざるを得ず予は最も重きを以て此の會議に置くと同時に開會の度數は成るべく紀律的頻繁ならんことを望む一週三回、多きに過ぐと謂ふ勿れ四回五回終には毎日一回は必らず之を開くのを必要を感ぜしむる迄に至らしめられんことを望む而して會議は必らず之を記録に存し記録は成るべく其の詳密ならんことを要す一篇の會議日誌は即ちあらゆる改良事業の淵源たり寶庫たるの價直を有するに至らしめずんばあるべからず否な苟くも既に司獄官會議の開設ある以上は其の日誌は即ち刻下直ちに取つて以て其の價直ありと斷言するに憚らず實見する所、往々にして會議日誌記録する所の簡略に失するの嫌ひあるを免かれざるものあるは遺憾なり殊に斯かる貴重の記録なるにも拘はらず彼の注意

周到を以て聞へたる宮城監獄に於て終に之を現用諸帳簿類展覽場（東北地方典獄協議會紀要參看）に陳列するに至らしめられざりしこと予の最も遺憾に堪へざる所なり思ふに若し吾人をして展覽場に就て彼の會議日誌なるものを閲讀するを得せしめられたらんに吾人は即ち同縣今日に於ける著るしき改良成績の由て來る所の淵源を詳悉するを得たるべきに、少くも注意周到なる同監獄署員諸氏が何故に先づ第一に此の貴重なる會議日誌を展列せんことに注意の及ばざりしかを考ふるときは予は甚だ遺憾の至りに堪へざるの感あるを覺ゆ而して其の予が何故に強ても會議日誌の閲覽を求めざりしかは姑らく別問題として此に之を追究するの要を認めず

栃木縣監獄署に就ては予は其の會議日誌の閲覽を求め反復、之を熟讀して殊に最も參考に資する所多かりしことを謝す、讀み去り讀み來つて偶々放免室廢止の議決あるを見るに至り疑惑忽ち胸中に起り即ち當局者に就て其の理由を質問せり幸に詳細なる説明を得て疑團は即ち此に解けぬ然りと雖も亦た望蜀の情は此に起れり彼の分房の數に富む所の同監獄、縱令ひ全体の放免囚とまで至らざるも少くも其の大部分は此に之を拘禁するの方案を立て彼の放免室施行の規定を復興するに至らしめられんこと切望の至りに堪へざるなり

垂頭法の新案なるもの亦た會議日誌に由て其の詳を知るを得たり垂頭法とは即ち囚人をして正面、物を見るを許さざるの新案にして刻下、先づ減食處罰囚に對して之を試行せられつゝありと云ふ減食處罰囚に對して之を施行するは或は可、其の之を一般囚人の休役時間に於ける場合にまで汎用せんと欲するに至つては予未だ俄かに之れが可否を斷すること能はざるなり

（未完）

### ●兩處分の併科に就て

「刑法處分と獄則處分とを併科するを得るや」と題する無有學人の所説は大體小生も亦た同感に有之何人も亦た恐らく異議無之義と確信仕候法理上の議論は姑らく擱き現行監獄則規定の明文及び其の精神より研究する所有之候はゞ併科し得べからざるの理は明々白白々殆んど疑問として彼れ此れ論辨を費やすの價直も不可有之義と被存候若し併科を必要としまた認容する義に候はゞ少くも監獄則規定の上に其明文を掲げざるべからざること當然にして則ち特に監獄則第四十五條を以て無期囚に對し併科の變例を規定しあるに據つて之を觀るも其の場合に於ては絶對的、併科し得られざるの理は明瞭に御座候「フィンランド」大侯國に於ける千八百八十九年十二月發布新刑法第二篇第十三條の規定に曰く

監獄内に於ける罰金刑に該當せざる所の犯罪は其事件を以て之を裁判所に移し刑法を以て之を處斷すへし但し其無期の懲役囚に係る所の者は六個月以下の屏禁刑（嚴重なる分房の義）に處し（死刑に該當すへき犯罪は此限に拘らず）尙ほ其重大なるもの若くは其情狀の特に宥恕すへからざるものは左記の獄則處分を以て之れに併科す

- 一、硬き臥床 三十日以内 如くは
- 二、減食 廿日以内 若くは

三、閤室 八日以内 若くは

四、前記二個或は三個の處罰を併科すること

是に由て之を觀るも所謂獄則處分なるもの、殆んど其の性質を刑法處分と同ふするものなるを知るべく尙は又刑法處分は獄則處分を併呑すること當然にして特に取除を明定したる場合に非らざれば二罰併科し得べき筋にあらざること分明と被存候之れに就て尙は敷衍致し候は、一層確乎たる論議も相立ち可申免に角我が同論者の意見を固むるの一材料とも相成可申と存候間若し御序も御座候は、差向き無有學人なる御方までなりとも御傳達相願度此段得貴意候敬具

十一月十一日

學會雜誌記者足下

鉄 門 寄 客

### 監獄衛生

北海道集治監空知分監長畑一岳氏の申請に依り同廳の技師阪本隆哉氏の調査に係る同監々獄衛生意見書を得たれば特に本欄に分載し參考に資す

雜誌記者識

#### ●北海道集治監空知分監衛生意見

監獄衛生の改良を望むべき事項は多般なりと雖も要するに直接には囚人の死亡を遞減し國家經濟上に一大裨益を與へ間接には外衆衛生上に規範を示して其得失を知らしむるにあり空地分監長は此に見る所ありて其監内の衛生上視察を請ひ併せて小官か鄙見を求められたり依て今其最も急務を要すべき事項に就き左に之を陳辨す  
憶ふに日本全國集治監中囚徒死亡の多數を占むるものは當道の集治監なるか如し即ち左表に徴して知るに足る

#### 第一表

各府縣在監人千人ニ付死亡比較表

年次	監名	東京監獄	東京集治監	兵庫假留監	宮城集治監	三池集治監
明治廿四年	未決	一四、四六	九、九八	一九、八〇	一四、九五	一四、九五
廿三年	未決	一〇、三三	一四、八〇	一〇、〇三	四、三三	一三、八三
廿二年	未決	一〇、〇〇	六、三八	一一、八三	五、一二	二一、九五
廿一年	未決	一四、八五	一一、四二	二〇、七九	一六、八八	七〇、七八
二十年	未決	二四、三三	一四、一四	一八、六五	一四、一〇	五五、二六

#### 第二表

北海道集治監在監人千人に付死亡比較表

年次	榑戸本監	空知分監	釧路分監	網走分監
明治廿五年	二、九三	一、〇四	一、〇三	九、三六
平均人員	二、三三	一、〇四	一、〇三	九、三六
在監一日死亡	二、三三	一、〇四	一、〇三	九、三六
死亡比例	二、三三	一、〇四	一、〇三	九、三六

年	次	在監人平均數	死亡者總數	死亡監比人例千ニ付
全廿四年	二、三〇七	一六、九二七、八四、八六〇	五九	三五、一九一、三三二、六七四
全廿三年	二、三三三	一四、〇九三、五九、一二四	一〇六	三三、六四一、一七二、五三二
全廿二年	一、七七三	三三、〇一〇、五三、三九六	八三	三三、六三三、一〇五、三三三
全廿一年	一、三八一	一三、〇七三、九九、〇三三	七六	三三、一八
全廿年	一、四三一	一三、〇九〇、九九五、〇〇〇	二六五	一三三、二八
全十九年	一、四七七	二七、〇六〇、一五五、四二八	八四	五三、九〇
全十八年	一、四二五	三九、〇三〇、一九三、一四二	四九	四一、〇六
全十七年	一、二九五	四八、〇六五、九三、九二八	六九	七三、九六
全十六年	一、〇八三	四七、〇〇九、五四八、四九三	六四	一一六、六八
全十五年	五七七	一八、七一九、二二四、三〇〇	四	一七、八三
全十四年	二三八	一〇、九四七	四	一七、八三

備考 網走分監は明治廿四年八月十六日創設す故に廿四年分は全年八月十六日より十二月三十一日迄のものなり而して網走分監の廿四年死亡者多きは上川道路出役囚に水腫性脚氣症を發せしを以てなり

二表中明治二十年及び二十一年の三池集治監の死亡數を除くその他三〇以上に上りしものは當道監獄外一もあることなし  
又當道監獄の死亡數を以て外國の或る監獄に比すれば左表の如し

第三表

普國コルネツト氏監獄統計調査 萬國衛生年鑑

年	次	在監人平均數	死亡者總數	死亡監比人例千ニ付
一千八百七十五年	一五、五〇四	四一〇	二六、四四五	
一千八百七十六年	一五、五八七	四一四	二六、五六〇	
一千八百七十七年	一六、三二〇	四六九	二八、七三八	
一千八百七十八年	一七、〇九三	五〇五	二二、五四四	
一千八百七十九年	一七、六三三	五六五	三三、〇四二	
一千八百八十年	一八、〇四〇	六一七	三四、二〇二	
一千八百八十一年	一九、四六一	五六八	三九、一八七	
一千八百八十二年	二〇、一七六	六六八	三三、一〇九	
一千八百八十三年	一九、四八九	六二二	三一、九一五	
一千八百八十四年	一八、八九九	六二三	三二、九六五	
一千八百八十五年	一八、四二九	六六八	三六、二四七	
一千八百八十六年	一七、八五四	六二〇	三四、七二六	
一千八百八十七年	一七、五三三	四九〇	二七、九三九	
一千八百八十八年	一六、九六九	三三七	一九、八六〇	
一千八百八十九年	一六、八三四	三六〇	二一、三九五	
總計	二六五、八二六	七、九三五	二九、八五〇	

以上の表を以て見るときは現今當道の囚徒の死亡は實に千人に付百人以上に達するものあり普國の監獄は多きも三十六人を超過せず

又監獄死亡の比例は刑期に由て大なる差異を生ず英國倫敦のマイルバンク監獄醫ドクトルプライ氏は左の如き調査を爲せり(大日本私立衛生會雜誌百二十)  
(五號衛生局長演說中ニ在リ)

在監一年のもの一千人中死亡三人〇五二年のもの三十五人六四三年のもの五十二人二六四年のもの五十七人二三五年のもの四十四人一七なり故に在監者一年より三年若くは四年に至る迄死亡増加す五年以上に至れば減少することを實檢せり

在監者死亡千人比例

第四表

監	名	英國監獄	ゲンフ監獄	倫敦マイルバンク監獄	佛國パニヨ監獄
在	監	在監平均六週間	在監平均二ケ年間	在監平均二十ケ月間	在監平均七ケ年間
自	一千八百四十二年	二二、七八	三〇、九六	二六、三六	四〇、七

而して自由民の死亡と監獄の死亡とを比較するとき實に大なる差を見るへし宜なる哉「ルカス」氏の十年間の在監者にして七分の五の死刑に處せられたるに同じと云へり「ウァツボウ」氏云く監獄囚徒の最も死亡最少十五年齡を以て自由民に比較するも甲の尙ほ乙に倍すと而して甲乙同齡を以て比すれば甲の死亡數三乃至四倍甚きは五倍に達することあり而して處刑の判決ハ其天壽の二十を減すべきものとせり今人生五十年と假定するとき三十年にして死亡すへしと云へり

囚徒死亡の原因を探究するに西洋各國に於てハ呼吸器病中の肺病を以て最も多數と爲す即ち左表の如し

第五表

普國コルチツト氏表

年	次	普國監獄		死亡者千例ニ付	結核病
		結核	死亡數		
千	八	八	一七九	四三六、五八五	
千	八	八	一六四	三九六、一三五	
千	八	八	二二二	四七三、三四八	
千	八	八	二二九	四五三、五六四	
千	八	八	二四一	四二六、五四九	
千	八	八	二七四	四四四、〇八四	
千	八	八	二六五	四六六、五四九	
千	八	八	三〇五	四五六、五八七	
千	八	八	二九七	四七七、四九二	
千	八	八	三〇一	四八三、一四六	
千	八	八	三三六	五〇二、九九四	
千	八	八	三三五	五四〇、三二三	
千	八	八	二二六	四八一、六三三	
千	八	八	一三七	四〇六、五二八	
千	八	八	一四八	四一一、一一一	
千	八	八	三、六六八	四六二、二五六	

我國各府縣の囚徒死亡の多數ハ消化器病傳染病を除くにありて呼吸器病ハ其次位にあり然るに當道監獄ハ之に反

して西洋各國の如く呼吸器病最上位にあり而して我國自由民も亦消化器病の傳染病の最近死亡上位を占むるも當道の呼吸器病を以て最上位とす左の各表の各府縣自由民の呼吸器及び消化器病の最近死亡比例と各府縣及び北海道監獄死亡の病類別及び患者比例を掲ぐ

第六表

一、般 人民 北海道及各府縣消化器病呼吸器病比較表

地名	病類	年次			
		明治廿二年	全上廿三年	全上廿四年	年次
東京	消化器病	三、五五五	三、四三三	三、六四三	二、七五六
東京	呼吸器病	三、一七三	三、五七九	三、五五九	一、九六一
東京	消化器病	三、一七一	三、三五六	三、五五九	二、二八七
東京	呼吸器病	三、一七一	三、三五六	三、五五九	二、二八七
大阪	消化器病	四、八一九	三、八八八	三、七二七	一、八八九
大阪	呼吸器病	四、八一九	三、八八八	三、七二七	一、八八九
兵庫	消化器病	四、七六四	三、五八五	四、〇一四	二、四八〇
兵庫	呼吸器病	四、七六四	三、五八五	四、〇一四	二、四八〇
新潟	消化器病	四、三九五	三、二八〇	三、一五五	一、九六二
新潟	呼吸器病	四、三九五	三、二八〇	三、一五五	一、九六二
千葉	消化器病	二、三三三	二、七四九	二、六七七	一、九八〇
千葉	呼吸器病	二、三三三	二、七四九	二、六七七	一、九八〇
群馬	消化器病	一、六三五	一、七〇九	一、三三六	一、〇〇〇
群馬	呼吸器病	一、六三五	一、七〇九	一、三三六	一、〇〇〇
奈良	消化器病	一、二九三	一、〇八八	一、一四一	一、五八四
奈良	呼吸器病	一、二九三	一、〇八八	一、一四一	一、五八四
愛知	消化器病	四、七三三	三、一八九	三、二七二	一、七九二
愛知	呼吸器病	四、七三三	三、一八九	三、二七二	一、七九二
山梨	消化器病	一、二四六	一、三二八	一、四七五	一、一五三
山梨	呼吸器病	一、二四六	一、三二八	一、四七五	一、一五三

地名	病類	年次			
		明治廿二年	全上廿三年	全上廿四年	年次
岐阜	消化器病	三、〇四六	二、七〇七	二、九四六	二、七八一
岐阜	呼吸器病	三、〇四六	二、七〇七	二、九四六	二、七八一
宮城	消化器病	一、五五三	一、五八九	一、七五一	一、八四一
宮城	呼吸器病	一、五五三	一、五八九	一、七五一	一、八四一
岩手	消化器病	一、二二八	一、四七四	一、五二六	一、四七四
岩手	呼吸器病	一、二二八	一、四七四	一、五二六	一、四七四
山形	消化器病	一、九七三	一、八二一	一、八七九	一、五七五
山形	呼吸器病	一、九七三	一、八二一	一、八七九	一、五七五
福島	消化器病	二、〇六五	一、八三三	二、一三三	一、七三六
福島	呼吸器病	二、〇六五	一、八三三	二、一三三	一、七三六
富山	消化器病	一、九四九	一、五二五	一、五三〇	一、三三六
富山	呼吸器病	一、九四九	一、五二五	一、五三〇	一、三三六
島根	消化器病	一、八四〇	一、五二五	一、五三〇	一、三三六
島根	呼吸器病	一、八四〇	一、五二五	一、五三〇	一、三三六
廣島	消化器病	三、六五七	三、四五六	三、三三三	二、八八八
廣島	呼吸器病	三、六五七	三、四五六	三、三三三	二、八八八
和歌山	消化器病	一、七七一	一、九二二	一、九三〇	一、七三六
和歌山	呼吸器病	一、七七一	一、九二二	一、九三〇	一、七三六
香川	消化器病	二、四三三	二、二〇四	二、二二五	一、八八八
香川	呼吸器病	二、四三三	二、二〇四	二、二二五	一、八八八
高知	消化器病	一、三五六	一、五〇〇	一、五三三	一、三三六
高知	呼吸器病	一、三五六	一、五〇〇	一、五三三	一、三三六
大分	消化器病	一、八四九	一、七四七	一、六四三	一、四七四
大分	呼吸器病	一、八四九	一、七四七	一、六四三	一、四七四
熊本	消化器病	二、三〇九	二、二九三	二、二二六	一、九三〇
熊本	呼吸器病	二、三〇九	二、二九三	二、二二六	一、九三〇
鹿児島	消化器病	一、八七〇	一、七〇九	一、六〇八	一、四七四
鹿児島	呼吸器病	一、八七〇	一、七〇九	一、六〇八	一、四七四
北海道	消化器病	六二五	八六一	八〇二	七七一
北海道	呼吸器病	六二五	八六一	八〇二	七七一
總計	消化器病	二、一八七	二、〇六七	二、一八三	一、八八五
總計	呼吸器病	二、一八七	二、〇六七	二、一八三	一、八八五

監獄衛生

二十九

監獄衛生

二十八

右表中傳染病を殊に除くハ九州地方の如く赤痢流行して多數の患者を生し爲めに消化器病患者の上位を占むるとあり然して傳染病ハ大抵一局地方を書し且年々増減間歇ありて一定の標準と爲す可からず故に全國に就て論すれハ消化器病を以て第一多數と爲す可し

(未完)

### 特別寄書

#### 監獄巡閱論

水崎 基一

敵國外患なければ其國滅ぶ、吾人は日清の開戦の今日にあらざして十有餘年の過去にあり、更に溯りては我國無二の經世家徳川家康公が二百有餘年の鎖國の方針に對し快しと思はざるもの也。外界の興奮刺撃なくんば人は木乃伊となり、國は沈滞して終に自滅の外なき也、埃及の文明此の如し。

吾人は社會萬般の事物活動飛躍或は激端奔流となり或は疾風猛雨となりて一大活劇を演ぜんことを希望して己まず、之れ實に進歩の實相たればなり。人、監獄改良を謂ふ必らず英國のジョン、ハワード氏に及ばざるなし而して氏の生涯は各國の監獄巡閱を以て終始せしものと謂ふべし、吾人先人の跡を追慕し一點の希望なからんや。

要すと知言と謂ふべし。

巡閱官内規第七條に曰く巡閱の官吏は視察事項に就き復命書を作り改良の意見ある者は案を具し内務大臣に呈出すべしと、法文斯の如し巡閱官は宜しく監獄改良を根脚の精神として其事に當るべし、果して然らば何ぞ他人の非點を暴露する如きを快とする陋劣なる思想を保つて暇あらんや、宜しく集治監と雖も地方監獄と雖も悉く之れ本店の出店に於ける如く一家の關係を保つべきものなるを信じ殊に今日の如く對外の思想横流するの時に當りては豈に區々として内訌に耽るの時ならん、

若し失當の點を發見せば忠告的協議的に敏速果斷善事は獎勵し惡事は矯正し監獄の前途に對し淺からざるの效果あらん事を希望して己まず。而して監獄の當局者も一點那家を思ふの念あらば一時塗抹濶縫し騰騰の間に責任を脱せんと欲するが如きことなく美姦妍醜陳露列して更に介意せざるの膽識なかるべからず、此膽識ありて中央政府より派遣せられたる巡閱官に對し坦懷宏量司獄の事を諮詢應答せば異日豈に赫々改良を見るの日なからんや。

我日本の監獄制度に巡閱官なるものあり、少なくとも毎年一回は各監獄を巡閱せざるべからず、司獄の當局者に對しては外界の刺撃警戒として喜ぶべきものなると敢て嗷々を要せんや。我國今日の如く監獄制度幼稚なるときに當りては宜しく最上監督權なるものは内務省之を掌握して獄政の統一を圖り、時に巡閱官を派遣して監獄全機關の運轉を査察し最善最良なる監獄思想を周達せしむるは當務の策として深く其緊切要領を得たるを信ぜずんばならず。

吾人平生信ず、司獄官は目の人なり、殊に巡閱官に於て然りとせず、彼の餓聲が人未だ曉眠を破らざるの間に當り天明を遅しとして林梢を睨するの鋭眼は之れ巡閱官の要すべき眼光にあらざるや。而して一方に又博愛慈仁囚者と共に喜び囚者と共に悲む眼底涙あるの人にあらざるんば囚情の喜樂痛苦を透破する能はざるを知らずんばならず。英國の多良何氏常に曰く司獄官は聰明堅確なる頭腦と熱愛温和なる心情を内に印度の視察法を説くあり曰く

英領印度の或地方に於ては随分効益を有する監獄視察法の實行せらるゝあり、其方法は各監獄の近傍に於て十人若くは十二人の地位人望ある者を官選して不羈獨立の名譽職となし以て監獄視察の事をなさしむるにあり、而して其選に當る者は多くは土着の歐洲人にして特に醫者郡區長を以て最とす彼等は隨時監獄に入り來て其視察をなすなり、而して當該司獄官の之を視ること親愛なる忠告者の如く又同憂者の如し決して彼等を以て監獄の失策を探り若くは官職を妨ぐるものとせざるなり。印度の或大監獄の典獄曾て書を著者に寄せて曰く「若し監獄より地方廳に或事件を請求せんとする場合には先づ之を彼の視察者の一人に報じ彼れより其贊成を表したる通知書を當該廳に出さしむるなり、斯くて余は余一個の請求のみにて得べからざることを程よく其意を達したると屢なりき」と。

斯の如くんば蓋し巡閱なるもの、監獄改良に効果を及ばすや章として明也。

巡閱内規によれば非常特別なる場合にあらざる

ば一監獄の巡閱期限は兩三日に過ぎず、果して此短時間に於て周到なる觀察をなし能ふや、若し夫れ皮相的觀察を以て全班を推測する如きあらば監獄の不幸實に極まれりと謂ふべし、吾人は此期限の巡閱の目的を達し得るや如何に疑なき能はず。

又今日觀察の要目は事務の整否、戒護の寛嚴等に着眼せらるゝ多きが如しと雖も更に大局に眼光を注ぎて典獄配下にある司獄官の人物如何、一般の囚情如何、監獄の構造如何、感化教誨は幾何迄達し再犯を防過するの効あるや如何等を觀察し、巡閱の趣意を貫徹せられん事を希望するものなり。

論到茲に及び吾人は敢て官職を有する巡閱官の巡閱をなすを不可となすにあらざれども將來の天を望みて博愛慈善なる監獄巡閱者ジョン、ワード氏の如くエリサベス、フライ氏の如く、近くはサラ、マルチン氏の如く、トマス、ライト氏の如き仁人出で突進奮入親しく囚者と寢食を共にして精神的改革を圖り豫て監獄改良の一新紀元を來さんことを希望して已まざる也。

- (3) 別房留置人にして逃走したるときは刑法上未既決囚の逃走を以て論ずべきや果して逃走罪を以て論ずべきものとせば既決未決何れを以て論ずるを可とするや
- (4) 別房留置人の懲罰は尙ほ監獄則第四十二條に依るべきや

● 看守の退職年齢を定められざるは何故か

改良道人

余は看守採用規則に於て志願者の年齢を定められたるを喜ぶと同時に其退職年齢なきを憂ふ他なし折角年齢に制限を付し老朽看守なからしめんとするの主意を徹底する弊害を生ずるとなしと斷言する能はざればなり故に五十才に滿る者は退職せしむるとに定められては如何其れども健康体なれば假令六十才に滿るも差支なき譯けなるか老て益々壯なる者世に幾何かある況や看守の如き劇務に堪ふる者をや健康体汝は情實に流れ弊害を醸すとなき手敢て問ふ

問答

法海生

(1) 換刑輕禁錮中は公權を行ふことを停止するや

参考換刑禁錮は文字其れ自らに於て示すが如く財産刑に換ふる所の所謂罰金料の變体にして元來財産刑は自由刑と異なり公權を行ふ上に於て何等の支障あることなし去れば罰金料を換刑したる輕禁錮中は公權を停止するを要せざるが如し又刑法第三十三條に由るも禁錮に處せられたるものは云々とありて換刑禁錮は包含せざるが如し然れども又一方を顧みれば法律が罰金料の代償として自由刑を執行するものなれば換刑禁錮は自由を剝奪すると同時に公權の行用を停止すべきものたること又勿論なるが如し右甲乙兩説果して何れを以て正當とするや敢て談者に訂す

(2) 換刑輕禁錮者に對する懲罰及書信接見は普通囚人の例に依るべきや將た他に特例ありや  
付作業を爲さんことを請ふときは之を許すべき

雜錄

● 鹽嗽用の食鹽給與に就て

獨立生

在監人に鹽嗽用として鹽を給與せらるゝ向あるやの事を予輩此頃耳にせり然れども其何れの地方なるやは素より之を知るを得ずと雖ども若し斯る事のありとせば予輩大に意見なき能はず試みに之を陳べん元來普通良民が毎朝鹽嗽するに當り齒磨小楊枝の類を使用するは要するに身體の清潔を保ち健康を維持せんと目的に出でたること素より論を待たざる所に於て普通細民に在ては食鹽を以て常用とせることは殆んど從來の慣例なるが如し然れども是皆必須不可絶的のものにあらざりて又之を使用せざるものは是れありて存す然るに在監人にして鹽嗽の際食鹽を給與するが如きは監獄則及び施行細則以外の物品を給與するの嫌なき能はざるか監獄は素より紀律勵行の外に清潔衛生を是れ重んずるは勿論なりと雖も鹽嗽用の食鹽必ずしも衛生及清潔上に必要たらざるは勿論にして却て是れより種々の弊害を醸生するあらんとを

慮らざるを得ず鹽燉用の食鹽を給すればとて甚だしく多額の費用を要せずと雖も或は之を包藏し他に之を害用する等の憂なき能はず予輩曾て實檢上食鹽を溶解したる所謂鹹水を以て文字を白紙に寫し乾燥せしめたる後之を火に炙るときは文字の箇所丈け燒亡し明かに文字を認むるに至るを知る去れば或は此鹽を利用し秘密通信を企つるが如き弊害を成出するなきやは未だ保すべからざるものあればなり又取締の上よりするも之を濫費し去るの恐あれば鹽燉用の鹽の如きは強て之を給するの必要を認めざるなり當局者幸に三省せられんことを望む

●日清戦争は又以て犯罪の多  
少に影響すること大あり

犯罪者の多寡殊に強竊盜の如きは世の不景氣と氣候とに大關係を有するものなるが日清開戦以來犯罪者の數非常に減少し近來強盜の如きは府下に皆無の姿となりたり日清戦争は連戦連勝の結果市中不景氣を來す憂なく却て細民者に各種の職業を興へたる傾あり又流浪者賭博者の如きは日清戦争を機とし人夫と

進捗の道にあるが如し現に去る十月中宮城縣に於て開設せられたる獄務協議會の如き豫想外の盛會にして其決議事項の如きも數十數百件の多きあり一事一件皆獄治に通切なる問題にして我當局者を益すると決して尠少にあらざるべしとは予輩の會同者より親しく聽取する所にして又我獄事の爲め賀すべき限りと云ふべし而して一面犯罪者の増減如何にと云ふに別項に掲ぐるが如く開戦以來著しく減少せるが如き有様にして要するに日清交戦の爲め軍夫の募集に應じ従軍すると將た軍需の物品供給の頻繁なるより或部分の職業は非常に繁忙を來たせる等其最も犯罪を減少せる原因となれるに相違なきが如し又一面監督官廳に在つても頻々官吏を派遣し各地の監獄を巡閱せしむる等致々斯道の改善を促進しつゝあると又以て賀すべきなり予輩の臆見に由れば凡事物の改良進歩を圖るに各其時機あつて存す而して此好機に投ずるものは一層其進歩改良の度を進むることの顯著なるものあるべきを信ず今や社會百般の事物は將に此囂々たる戰國の事の爲めに埋没せられんとし將に睡眠中にある時に當て獨り我監獄事業のみ却て活氣を添へつゝ在るは實に改善事業の好機に際會せるが如

なり渡韓する者多きを以て内地にありては自然無職無産の徒食を減ずるに至りしが爲めならん昨今警視廳の調査に由れば些細なる犯罪者のみにて犯罪大小平均するも一晝夜五十人を起る事なしと

●戦争と監獄事業

杞 憂 生

抑日清戦争は我監獄社會に如何なる影響を與へつゝあるか又將來如何なる影響を斯社會に及ぼすべきかは予輩須らく講究を要すべき事項にして決して忽諸に附すべからざるなり予輩試みに此間に處する監獄當局者の覺悟如何に就て臆見を陳べんに今回日清の交戦は千古未聞に屬し我帝國の休戚に關係を及ぼすと今更予輩の辯を揆たざる所にして今や恐れ多くも大難を西下せられ 天子親征の勞を親らし賜ふ秋に際し國民舉て愛國敵愾の心を奮起し將校以下遠く異域に在て萬難を排し粉骨塗身以て報國盡忠の致す所連戦連勝の報陸續予輩の耳朵に達す國家の慶事はれより大なるはなし而して顧一顧して我監獄社會目下の現況如何と云ふに敢て彼の戦争の風波に動搖せらるゝが如きことなきのみならず却て活氣を副へ改良

し况んや現時犯罪分子の減少せる時をや此時機に投し斯道の改良事業を完成し成就し置き他日若し之れが反動に犯罪の増加を見るの日に當り一舉して以て彼等を驅て犯罪社會以外に放逐せんこと今より當局者が豫て注意あらんことを望む予輩は唯恐る今日軍夫と爲て軍に外に従ふ者にして苟も犯罪分子あるものは他日戦争終局の曉き今日戦争の殺伐の餘勇或は化して殺伐の犯罪を社會に流布するあらんことを斯は素より予輩の杞憂に過ぎずと雖も今日予輩の此杞憂をして眞の杞憂に屬せしめんことを讀者と共に我當局者に注意を請はんとす聊か感を書す

●作業用の眼鏡は官費支辨か

將た自辨か

綠 水 生

作業上必要なる眼鏡は之を使用することを許すとの議は嚮きに或筋の伺出に對し使用差許し苦しからずとの指令ありたるやに覺ゆ然して此頃又予輩の傳聞する所に由れば作業用の眼鏡は之を官費を以て貸與するやの議定ありたりと是れ果して正當とすべきや予輩を以て之を見れば大に其不當の決定たることを信ず聊か左に予輩の意見を陳べんとす抑も作業上に

眼鏡を使用するを許す所以のものは予輩の取々を須  
 るす或る四人の爲めには其作業の性質精巧緻密を要  
 し一面近視眼又は他の疾患の爲め必要を認むる場合  
 あればなり最も其之を許す以前に當て獄醫の診定を  
 要するは勿論なり而して此必要なる場合に當て官費  
 を以て貸與せざるべからざるかと云ふに予輩然らざ  
 るを信するものあり何程或種の四人に對しては必要  
 缺くべからざる物品なりと雖も然れども眼鏡素より  
 工業器具なりと云ふ能はざるは勿論同一作業に服す  
 る四人と雖も或者に對しては之を要し或者に對して  
 は之を要せざる等の差異あるのみならず甲の使用せ  
 しもの必らず他の同一事故の爲め使用に供する能は  
 ざるの不便あればなり尙換言せば眼鏡なるものは看  
 人のものに屬す如何でか監獄費を以て之を支辨する  
 を得べけんや然るを尙之をしも監獄費を以て貸與せ  
 ざるべからずとせんか彼は流用の途なきより購求又  
 購求遂に其幾千の多きを要するやも知るべからざる  
 に於てをや其れ能く獄費の支ふ所ならんや要するに  
 作業上に要する眼鏡は各使用者の自辨とし官費を以  
 て支辨し使用を許すの意にあらざるべきか聊か一言  
 す

狼りに之を變更すべからざるは勿論擔當の用度書記  
 は献立表に示す所の所用物品は其使用時に差支なき  
 様購求の手續を爲さざるべからず又之れが調理の方  
 法に至つても彼炊事夫又は炊事看守にのみ全任する  
 が如きことを爲さず常に自から之を監視し各囚の口  
 に適することを勉めざるべからず而して後配合の宜  
 しきと調理の巧妙相須つて始めて營養分を身軀に普  
 及するを得せしめてこころ病魔の侵襲を防ぎ各囚をし  
 て健全に紀律の範圍内に運動せしむるを得べし是れ  
 監獄衛生の最緊要事なりとす然れども實際に就て觀  
 察するに炊事擔當の書記は餘り力を茲に用ゐること  
 を爲さず動もすれば炊事夫又は炊事看守にのみ全任  
 し去り甚だしきは米麥の出納若くは蔬菜魚肉等所謂  
 總菜に用ゐる素品の受授を迄之を炊事看守にのみ放  
 任し自己は唯帳簿上に向て其出納を記帳するに止ま  
 るが如きことなきにあらざるが如し故に往々にして  
 當日の總菜の何たるやも之を知らず又月末に至り帳  
 簿上と現在倉庫の米麥等と相符合せざるが如きこと  
 未だ之れなしと斷言し能はざるなり如斯して尙は調  
 理及配合の完全を望む如何でか以て前述の目的を達  
 するとを得んや其難き事知るべきなり予輩が想像す

●炊事擔當者に望む

博愛生

監獄内に於ける給與食物の配合調理の巧拙如何は監  
 獄衛生に至大の關係を及ぼし營養不給の結果は種々  
 の疾病を將來し健康を傷害するに至ること決して尠  
 なきにあらざるべし予輩曾て監獄に關する統計の内  
 に就き殊に疾病と死亡の原因を見るに營養不充分に  
 原因せる病症の多きは争ふ可らざる事實なるが如し  
 然れども監獄則施行細則に於て食料給與の割合及び  
 價格を制限せられつゝあれば狼りに此制限價格を超  
 越すべからざるは素より論を俟たずと雖も然も食物  
 の料理配合にして斟酌宜しきを得せしむるあらんか  
 獄則の規定は在監人の攝生を傷害する迄爾かく低下  
 ならざるものなることは予輩之を信するのみならず  
 普通下等細民の常食に比し割合に好良なる食物を給  
 與するに敢て其難事にあらざることを信す然り而し  
 て其料理配合の宜しきを期せんには炊事擔當の當局  
 者即ち用度書記に於て充分配意あるを要す炊事當局  
 者は豫め献立表を作り尙は監獄醫に協議を遂げ意見  
 を推蔽し典獄の許可を経るを要す左れば此献立表は  
 る所に由れば身、苟も監獄内に在て刑罰を執行せら  
 れつゝある者に在ては一舉一動苟もすべからざるは  
 勿論衣、暖を求め食飽くを望むべからずして規定の  
 食餌を給與せらるゝの外他に身軀の滋養を補給する  
 あるにあらざれば一握の麥飯に一櫛の魚肉は山海の  
 珍味も尙は及ばざること數等にして況んや其配合調  
 理の鹽梅を得ると否とは各囚の衛生及健康上に大な  
 る影響を及ぼすべきに於てをや又以て炊事擔當者の  
 至難なること知るべきなり聊か以て炊事擔當の書記  
 諸君に望むこと爾り

●德川幕府裁判所の構成  
 及び權限

德川氏刑制總論は前號の誌上に於て完結を告げた  
 り故に本誌以下に於て幕府裁判所の構成及權限に  
 關する部分を抜萃し讀者に介せんとす讀者幸に幕  
 府治罪の一斑を諒せられよ 温古生投す  
 德川幕府裁判所の構成及び其權限は定式と臨時の區  
 別ありて又高等より下等に至る迄各種あり刑事民事  
 も同一の裁判所に屬するものあり刑事のみに限るも

のあり民事のみに限るものあり裁判刑法も君主の獨裁に出ると雖も土地の習慣法及び和漢古今の法律を斟酌して之を行ひ享保年度に法典を制定したる以後幕府直轄の下は之に則りて一般普通の裁判を施行し諸士以上重き犯罪に至りては事情を酌量して君主の檢斷に出るものあり私領地其他制外の徒に至ては各特別のものあり其一斑左の如し

其一 裁判官

將軍自ら最も高等の裁判官を兼る事あり其以下は閏老、少老、所司代、城代(今の制度に對照すれば)、寺社奉行、大目付、町奉行、御勘定奉行、遠國奉行、火附盜賊改、郡代、代官(奉任判事)、御勘定吟味役、調役、御勘定組頭、御勘定方(奉任判事)、與力、定役、手附(判任判事)の者各其職に依て之を兼ね制外の徒は其長及び頭之を兼掌す、國々私領地は其領主、地頭之を掌り其下士をして分擔せしむるものとす

其二 將軍御直の裁判

宗藩、親藩或は諸侯に於ける重大事件を將軍自ら審問して裁判する法なり乃ち城内大廣間に臨時裁判席を設け列侯、諸有司を陪席せしめて裁判を下す最上等裁判所なり

裁判官及び組織は左の如し

一、閏老直裁判、三奉行、大小目付(大目付陪席)

二、三奉行立合裁判目付陪席

一、一座掛と唱へ刑事民事とも此法を用るなり

二、三奉行、大小目付立會裁判

三、三奉行、大小目付立會裁判

四、寺社奉行、町奉行、大小目付立會裁判

五、主任奉行と大小目付立會裁判

六、式日立會裁判

七、月並立會裁判

八、府内奉行宅或は邸宅に裁判席を設け普通一般の民事刑事を裁判するなり其内に定式と臨時あり

其三 公事上聽  
寺社奉行、町奉行、勘定奉行(三奉行と云ふ)の審問を將軍傍聽して其理非を判斷し裁判官の巧拙と民情を視察する一方法にして裁判席は城内吹上庭園或は閏臣の宅其他に臨時開設するものなり

其四 閏老裁判  
閏老即老中自ら其宅に於て諸侯の訴訟を引て之を檢斷するものなり

其五 少老裁判  
少老即若年寄其治下に係る旗下の士を自から檢斷するものなり

其六 大目付裁判  
大目付は諸藩士等の紛訟を檢斷するものなり

其七 上使裁判  
特に人を撰て將軍の意を請け犯人の所在地へ派遣し裁決せしむる法なり

其八 封書裁判  
犯罪の嫌疑ある列侯以下諸役人は其筋に命じ封書を以て尋問答辯せしめ裁決する法なり

其九 評定所各種裁判  
常開裁判所にて幕府第一等の裁判廳なり之に臨む

則其區別は左の如し

一、目付立合裁判  
臨時にて重き事件目付陪席にて刑事を裁判するなり

二、同役立合裁判  
定式にて内寄合と唱へ月に三度月番の奉行宅へ集會して重き事件民事刑事を裁判するなり

三、役々立會裁判  
臨時にて關係ある役々をして陪席せしめ刑事を裁判するなり

四、普通手限り裁判  
定式にて奉行手限り配下の役々を陪席せしめ尋常普通の民事刑事を裁判するなり

其十一 火附盜賊改裁判  
府内にありて名稱の如き犯罪人を逮捕し裁判する一部の役署なり先手頭の武官、臨時加役に勤るを以て或は之を通稱して加役方と唱ふ

其十二 遠國奉行裁判所の種類  
一、京都は、所司代役宅と町奉行所

二、大阪は、城代役所と東西町奉行所

- 三、伏見は、城代役所と奉行所
  - 四、駿府は、城代役所と町奉行所
  - 五、甲府は、勤番支配役所
  - 六、長崎、神戸、神奈川、函館、新潟五港の奉行所
  - 七、山田奉行所
  - 八、日光奉行所
  - 九、浦賀奉行所
  - 十、下田奉行所
  - 十一、奈良奉行所
  - 十二、堺奉行所
  - 十三、佐渡奉行所
  - 十四、諸國郡代役所
  - 十五、同代官役所
- 一管内限り他に關係なき者は其權限に依て定められたる刑事、民事の裁判を行ふ重きは上裁を仰ぎ他に關係あるものは定法に基き江戸の三奉行へ送りて裁判せしむるものなり
- 其十三 領主地頭の裁判所
- 一管内限り他に關係なき者は刑事民事とも裁判をなす適宜に裁判所を設く然れども其内に區別あること左の如し

●携帶乳兒の被服衣食費に就て

携帶乳兒の被服は通常之を携帶者の自辨とするや將た總て官給とするやに就ては各地一定ならざるが如し或は之を自辨とし自衣なきとき之を貸與すべきものとするあり又或は之を官給とせるあり而して其果して何れを以て正當なりやと云ふに予輩は普通四人及び刑事被告人の例に依り其母未決中の携帶乳兒に關する被服は自衣を以て之を本則とし其自辨する能はざるものには官物を貸與し若し又四人の携帶せる乳兒に關するときは總て其母と同じく貸與を以て本則とするの正當なるを認むるものなり故に其被服費の如きは純然たる監獄費の支辨に屬し決して他に疑岐あるを知らざるなり然るにも拘はらず當初より之を豫算に編入せず被服費の中を轉用し之を支辨せるものあるやに聞く是れ實に謂はれなきこと云ふべし何となれば其當初に於て之れが豫算を設け置かざるが如きは所謂其當時之れが必要を認めざるものと云ふに歸着し甚だ穩當ならざるべければなり前陳の貸與にして既に必要なりとせば最初より之を豫算に編入し置き決して其差支なきを信ず然るを何を苦んをか右の如き變則的の扱をか爲せる予輩其理由を解

一、萬石以上の大名は己れの家士以下領民に至るまで刑事民事とも自ら之を裁判し死刑、肉刑とも斷行するなり

二、萬石以下旗本は己れの家士以下、知行人民に至るまで刑事民事とも裁判し死刑、肉刑は幕府其筋の處分を仰ぐものなり

其十四 側外裁判所

宗教上及び職掌并身分に依て特別に裁判權を許されたる部分にて側外裁判所と云ふ定めたる權限内他に關係を及ぼさざる肉刑以下のものは本社、本寺、觸頭、座主等の類之を掌り又穢多非人の類は庶民と區別して死刑、肉刑と雖も其頭に專任す、民事も亦然りとす各制限區別あり

以上の如く幕府の組織は區々なる裁判所及裁判官より成立ち其直轄地と私領地とは自然其法律に輕重寛猛ありて甲には輕罪なるも乙には死刑に處せらるゝ事往々あり斯る法律の下に支配されし昔時を顧る時は實に戰慄の外なし然れども三百年の泰平人民鼓腹して幕府の恩澤に浴したるは如何なる理由なるや宜しく研究すべき者なり請ふ此諸裁判法に付き追次實例を編纂し以て世に公にし歴史の料に供せんとす (未完)

する能はざるなり蓋し右等論者の理由は携帶乳兒を許すの精神を誤解せるものにあらざるなきか夫れ乳兒の携帶は予輩の辨するを待たず法定の恩恵に出でたる勿論なりと雖も既に監獄則が認めて之を許可すと規定せる以上は該乳兒に必要缺くべからざる被服食料は監獄費の負擔たるや到底免かるべからざるなり然り既に監獄費の支辨に歸するとせんか其之を豫算に編入し置かざるべからざるの必要あり乍併當時乳兒携帶は或は之れなかるべし又は之を要せざるべしとの豫測より之を豫算し置かずとせば是れは本題の外なりと雖も故さらに之を編入せず他の被服費中より流用すると云ふが如きは事体の宜しきを得たるものにあらざるべし故に予輩は携帶乳兒の被服食料(若し要する場合は)純然監獄費の負擔たるは勿論豫め豫算し置き其支途を立定すべきこと素より當局者の任なりとす聊か識者に質す

●看讀許可の書籍に就て

四人及び懲治人に看讀を許すべき書籍の種類は修身

宗教々育及び營業に關するものに限り之を許可すべきものたることは監獄則第三十二條第二項の規定なりと雖も右種類の内に就き其書目を掲げざるを以て果して如何なるものは之を許可し又は之を許可せざるやとの所謂書目の採擇に至つては専ら典獄の權内に委任したり去れば實際に於ては或は殆んど無制限に之れが看讀を許すあり又は狹隘なる範圍に之を制限し看讀を許されざる等各府縣の取扱上常に一定せざるものゝ如し元來監獄則が其看讀書籍の種類を修身宗教々育及び營業に關するものに限らるる精神は導し一面營業に關する書籍に依り彼等をして出獄後生計の資たらしめんとの主旨に出でたる予輩の確信して疑はざる所なり然れども其採擇取捨宜しきを得ざるならんか前顯の目的を達する能はざるのみならず却て種々の弊害を將來する虞れなき能はざるものあらん故に予輩は可成右種類の中に就き其書目を豫め一定し置かれんとを望む曾て予輩の實見する所に由れば随分感化上に悪感情を及ぼすが如き種類の者を現に監房内に於て見るが如きとあり常に以て遺憾とせり又四人彼等自からに於ても甲の地に於て看

讀を許され現に領置中のものにして一朝身柄は乙の地に轉送せらるゝと同時に乙地に於ては治獄上妨害ありとなし許可せられざる故を以て哀訴する事ある等屢々之れあり又以て各地許否の一定ならざること證するに餘りありとす彼の稗史小説の如きは素より看讀を許可すべきものにあらざるは勿論なるにも拘はらず彼の牡丹燈籠の如き或は眞田三代記佐野武勇傳の如き許可せる向之れあるやに傳承せり、是等は決して看讀を許すべき性質のものにあらざるは勿論、時事の出來事を記したる雜誌(三十二條二項の種類に屬すと雖も)の類の如きは是又可成許可せざるを以て本則の主旨ならんと思惟せり予輩を以て之を見れば玉篇、字書の如き又書籍看讀の目的を達する直接の手段たる能はざれば是れ等も可成制限する所あらんことを望む要するに看讀許可の書籍の採擇は充分慎重なる注意を以て之を許否せられんことを望む又同時に可成許可すべき書目を豫め内定し置かれんと予輩の當局者に希望する所なり讀者以て如何と爲す

# 教誨

## 健康と教誨

原胤昭

ジョナサン、エドワード氏の語に  
健康の精神は健康の身軀に在り、若し甲が乙の榮光たらば乙は甲に缺くべからざるものなり、と普通の説教演説をなす者に於て然りとせば予輩監獄教誨に従事するものは別て此に大注意なかるべからず。予輩は形骸上常に衛生に宜しからざる地位に立ち、縱令監獄の衛生法完全を致せりと云ふども獄舎の間には全滅する能はざる惡臭あり殊に輕罪獄に於ては尙然り、予輩は相馴れて意に介せざれども不知不識の間此惡毒に冒されつゝあるは免れ難く、獄舎の廊に入り監房に接して教誨するとすら然り、況んや房内に入り對座數時間此の汚穢の室内にあり、其餘の時間とし云へば讀書机案に倚て消陰するを常とす豈に健康に宜しと云ふを得んや。加之心靈上に於ては愈よ健康に宜からざる事にのみ遭遇す、個々人々相接して教誨するときは彼れが犯由を問ひ起因を考究するに當り見聞する處のものは悲哀斷

腸、冷汗身を濡すとのみ、相憐同情の心意之を慰め之を勵ませども實に不快不安、鬱憂極まる、此の悲痛哀惜の情に屢ば刺激さるゝは決して健康に宜しからざるものと信ず。エドワード氏の言、果して眞理なりとせば吾人は保健上頗る注意せざるべからず、殊に新に此の職に就かれし諸君に在ては尙然とす、ろが保健の方法は一樣に申し難けれども兎にも角にも心意を全く轉變するに宜しき仕方、たとへば、サラリと向きの變りし書物を披くと、爽快に友人家族など、談笑すると、又は同行者を携へて散步すると、或は詩吟、唱歌、謠曲、又は遠足、乘馬など至極適當なるものと思へり、尙健康と説教に關する諸家の名言を左に列ねん。

フリッツ、ブルツクス氏曰く  
理想的説教家は完全なる健康の精神を完全なる健康の身軀と並行せしむ、記憶せよ、汝の健康に注意し、神經の疲勞を避け、其他凡て身軀のためにするとは汝の器關を運轉するに適せしむる經濟法たるのみならず、自身を神聖とするには全く缺く可らざる一部にして是れ皆共に汝をして神が其子の生命に達すべき媒介物とならしむるものなり。

アール、エス、ストルムス氏曰く

速に思想を創生し、之を直に他物と結合し、之を自由容易に發表し、且強力明瞭の言語を以て演述すべき論旨を現出する諸力は、説教家か草稿を携へずして演説せんとするときに必要なるものなり、而して此の諸力は其の性質として健康の充實に依ると最も甚だし。

ジーエー、エム、ホツピン氏曰く

健康不良の人は其の聲音の虚弱難澁なるを以て知るべし、蓋し健康不良なれば聲音を發すべき筋肉系弛緩すればなり、破聲を有する人は破鐘又は破樂器と相距ると遠からず、説教者は善美の聲音を保つため善良強壯の健康を維持せんとを務めざるべからず、又其の身軀を以て其の語を宣ふべき神の手に於ける一器具と爲すべし、又之れを神靈の感化教訓の媒介物として強壯純潔に保全せざる可らず。

ウヰリアム、ルツセル氏曰く

學生及び説教家の靜座する生活は身軀と精神の衰弱を來たし從て聲音及び舉動の虚弱を招かしむ。また演説の仕方が健康を害するに至るとありとて監

れにも容易く判別せらるゝとなるが、さても一甲は易く乙は難く、教誨の効果と云ふもたゞこゝにあるなるべし、アベ、ミュウロウ氏曰く

人は何處に在ては能く語り、法庭に於ても講席に臨むに常も能く語ると雖ども、一たび説教壇に登れば最早能く語るを得ず、是れ唯だ假造人工的言語と虚偽の調子とを用ゆればなり

説明講義或は告示廣告などたゞ意味を表明するに止るものなればイヤ知らず、凡ろ其の説く處、其の教ゆる處、其の諭す處をして人の心に入れ心を感動せしめんとするものならば自己か意思考慮を明かに表はすにあらざれば効果よるしと云ふを得ず、如何程面倒に道理を並へても名教名例を列ねても効果甚だ乏きものなり、斯の如き場合に於ては、何にしろ、聽者の心か寄つてこない、席かしまつてこない、と云ふ現象を生じ、到底教導の目的を達するに難きなり、こゝに惜むべきものあるは演者の心そこにあり教誨の組織至れり盡すといへども音聲よろしさに適せずして其効を奏するに宜しからざる憾あるものあり音聲のこと又大注意なかるべからずと、諸大家の名言二三を掲ぐ

督シムブソン氏曰く

先づ汝の説教を悉く讀み難き裡細密の手跡にて筆記し、次に草稿を演壇に載せ之に對し顔を傾けざるを得ざる様になし、位置を誤らざるため一指を次の桁におき、而して他の手を用ひて身振を爲し、絶えず眼を紙上に注ぐべし、此くの如くせば六ヶ月を出でずして最上等の氣管焔衝を起し得べし。またジーエー、ダブリュー、アレキサンダー氏云へる語あり、

疲○勞○し○て○筆○記○せ○し○も○の○は○之○れ○を○口○述○す○る○も○之○れ○を○聽○聞○す○る○も○共○に○人○を○し○て○疲○勞○を○感○ぜ○し○む○  
と然らば予輩の教誨も無支度にして即席料理なるときは聽く人も其の席限りに聞流し去るべし。教誨の定日なるが故に其席を充たし其時間を塞ぐと云ふ迄の教誨ならば聽く人も規則に從て其席に坐り其時間を塞くと云ふに止まらん。請ふ予輩は意を注めて身軀の健康を保ち健康なる精神を造つて以て罪魔の敵に立向ひ凱歌の聲を世にあげん。

● 音聲と教誨

北海隱士

演説説教に述ぶる人と其の意を表はす人とあるは誰

音聲の高低は成るべく通常談話の語調に近からんとに注意すべし、是れ發聲機の損害を防ぎ且つ單調を避るに必要なり、單調に聽く者をして甚だ不快の念を起さしむ 監督 シムブソン  
公開演説の用に適する音聲の種類は通常談話の音聲にあらざして之れより一層大なる發聲なり、一層深く且太き音聲は延長して能く遠きに達す。

エム、パウテン

若し説教家の音聲生來弱きときは最も遠き處に在る聽衆に對して語るを良法とす、是れ不愉快の勞力を爲し又は語調を曲るとなくして能く音聲を發出するの効あるものなり。

ダブリュー、グレスレー

靜に始めよ、最初は後方の席に聽ゆるを度とし、大聲を用ゐず、常に適當なるを要す、是れ序言の思想と感情とは常に靜穩なればなり、然るに若し高聲を用ゐて始むれば最早最要點に於て發すべき最高音を失ふに至らん、殊に自身の健康強壯を維持するには此の手段を用ふるを要す、蓋し突然急激に發聲せば直に之を害し、喉頭を刺激し、聽き若しき喘咽聲を出さしむへければなり、然れども

通信

若し徐ろに聲音機を活動せしむれば、血液の循環を速にし、自然に滑液の分泌を刺激し、精神の感激より全身を活動し、漸次に勢力を増し、長時間烈しき演説を爲すも遂に害を被むるとなからん。

アール、エル、ダブニー

一音調にて久しく演説すれば屢ば變調して演説するよりも疲労多し、是れ聲帯の生理上より明白なり、蓋し一音調を用ゆれば一箇の筋肉又は一列の筋肉のみを緊張すと雖ども、種々の音調を用ゆれば種々の筋肉を活動し斯くして互に相助ければなり、之と同じく人若し其の手腕を身軀と直角の位置に擧ぐれば五分乃至十分間にて疲労すべし、是れ一列の筋肉のみ其重量を支ふればなり、然れども此の同一の筋肉も若し他の筋肉と交互に運動せば、終日能く使用するを得べし。

サミュエル、フエンウイツク

感動する演説家は斷へず其音調を變化しつゝあるを見るべし。

サー、ダブリユー、ジョン

音聲の整理法を知る説教家は常に其だ其の最初の發言に注意す、蓋し高聲に發言せば暫くして不快

四十六

### 通信

ロバート、ロビンソン

異常の音聲を出さざるを得ざるに至るべし、人概ね低聲を以て始む、是れ耳を傾けしむる唯一の方法なり、之れに反し若し高聲を以て始むれば、傍聴者は静坐せずとも必ず耳に聴ゆべしと思ひ喧躁を爲すを恐れざるに至らん。

#### ●看守部長任命及精勤證書授與

兵庫縣監獄署

監獄署勤務

- 看守 富田 隆三
- 全 依田 林庭
- 全 鈴木 貞雄

各看守部長ヲ命ス但監獄署勤務

監獄署勤務

- 看守 武田 倉藏
- 全 藤井 由松
- 全 有村 武昌

兵庫分監

看守 田中 精一

姫路監獄支署勤務

- 看守 飯田 利業
- 全 櫛淵 養吉

豐岡監獄支署勤務

全 本田 太助

洲本監獄支署勤務

全 林松 太郎

右看守精勤證書ヲ付與ス

#### ●司獄官任命其他

福島縣監獄署

任福島縣監獄書記兼看守長給八級俸

第一課長心得ヲ命ス

看守部長看守 佐藤 信近

依願看守ヲ免ス

滿五年以上勤續ニ付廿五圓給與

看守教習生看守 郡 廣

全 伊藤 重直

看守教習科程卒業

#### ●監獄醫増俸其他

岡山縣監獄署 岡山縣監獄醫 松山 治二

月俸貳拾五圓増給

全貳拾圓全

岡山縣監獄醫雇ヲ命ス

月俸拾圓給與

監獄醫 木梨 玄禎

津山監獄支署詰ヲ命ス

#### ●賞表附與其他

佐賀縣監獄署

○重懲役囚北島丑藏外拾參名ハ改悛ノ行爲顯著ナルニ依リ八月十二日賞表各一個宛附與セラレタリ

佐賀縣看守長 横田 光章

長崎縣へ出向ヲ命ス

佐賀縣監獄書記 兵藤 輝美夫

任佐賀縣看守長給九級俸第二課勤務

佐賀縣看守 竹田 茂太郎

全 江上 巳之吉

全 久保 一濂

全 田淵 龜吉

全 佐賀縣看守 宮地 昌臣

右教習之學科卒業セシヲ以テ卒業證書ヲ授與ス給十級俸 佐賀縣監獄書記 南部 安治

任佐賀縣監獄書記 佐賀縣雇 福田 順治

四十七

寄書

四十八

月俸七圓給與

佐賀縣教誨師 五十嵐貫道

依願教誨師ヲ免ス

楠敬願

佐賀縣教誨師ヲ囑託シ月手當金六圓ヲ給ス

唐津監獄支署在勤

非職ヲ命ス

佐賀縣監獄書記

關義明

全

松尾辰一

全

波多江千代藏

月俸八圓給與

任佐賀縣監獄書記

佐賀縣屬

田中鐵爾

看守授業者の増俸其他

宮城縣監獄署

本縣看守北村新藏外二十三名ハ本月十六日押丁八名授業者二名ハ同十七日何レモ増俸セラレタリ

看守大澤喜膳ハ同廿二日看守教習課程卒業ニ付其證ヲ授與セラレ即日月俸八圓ヲ給與セラレ

### 寄書

違つたの取締上に關する紀律は隨く迄之を確保せざるべからざるは典獄本來の職務なるべしと思考一依是觀之は刑事被告人に外來の書信に對して授受權否の終局權は全然典獄に屬するを以て正當とす要するに裁判官又は檢察事は被告事件に關係の如何を檢閲するに過ぎざるなり當局者幸に三省せられて可なり

### 別房留置人に對する一策

自治生

別房留置人に對する善後策は當局者未だ之れか施設を公表せられず否きた宜しきを得たる施設なきか如し予輩は平素以て遺憾とせり當局有志願り其希望と私見を陳ふありと雖も未だ社會の耳目を聳動する能はざるは目下監獄社會の情況なりと云ふべし然して從來之を講ずる者の大畧は要するに刑餘者を收養し自活の道を得せしむるは専ら博愛家慈善者の義務とて彼の所謂出獄人保護會社の設立を希望せるにありか如し出獄人保護事業の隆昌發達は再犯を防止し現時監獄の別房に留置せらるる刑餘者の減少に大關係を有すること勿論なりと雖も目下我國の情勢に關して觀察するときは前尚ほ遺憾にして彼の慈善家の計畫實施に關する保護會社設立の義舉の如きは到底三四年の間計及完全を圖るに夢想も所期すべからざる事と云ふべし然して然りてせ今後に對して尙ほ現制度の如く刑餘者を以て依然之を監獄の別房に留置し扶養せざるせんか年々放々其數を增加し果ては監獄費の半數以上を以て此別房留置人の爲めに消費し盡さるるやも未だ知り知るべからざるなり、今の時や國事多端にして國費多額を要し將來尙ほ經營すべき事業施設すべき計畫決して少きに非らず去れば彼出獄人保護會社設立補助の如きは到底之を國庫に望むべからざるは蓋より論を待たず又博愛慈善家の事業せしめても之を闕て他に其餘力を精盡すべき途多々益々多く出獄人保護事業の如きは彼れ自身に在つて之を善美は即ち美なりと悟らずと云ふも雖も未だ焦眉の急なきを今日に計圖するを要せざるか如く去れば如何に當局有志か筆に口に彼等の耳目を吹鼓すも雖も今日尙ほ殆ん其聲なきか如し予輩も監獄に殘りながら關係を有するものに在つては實に專生の遺憾とする所なり然れども

### 刑事被告人の書信檢閲に就き

自主生稿

刑事被告人の書信檢閲權は當該裁判官又は檢察にあるも云ふ刑事訴訟法第五條の解釋を誤解して刑事被告人に宛てたる外來の書信は監獄に於て開封せしめて封の儘裁判所に送致せらるる向或る地方の監獄に於て從來實行し來りたる、その事を予輩曾て耳にせしとあり予輩此言を聞き斯る地方當局者の爲め將に監獄社會の爲め自衛の基なきを嘆せずんばあるべからざるなり茲に聊か予輩の弁見を陳べん成程刑事訴訟法及我監獄則の法文に於て刑事被告人の書信は總て當該裁判官又は檢察の檢閲を要すること規定するありと雖も其書信に對し監獄が開封權も之れなきと云ふか如きは予輩之を駁すれば斯る當局者は曠職の過を免かる能はざるなりと信す凡う書信檢閲權を當該司法官に歸せしめたる所以のものは其書信の事項に對して或は被告事件たる犯罪事實に就き通謀を防ぎ罪證を湮滅する等の虞れあらんことを豫防するの主旨に外ならずして其許否權をも全然裁判官又は檢察にのみ委任したるの法律の精神にあらざるとは予輩の説明を俟たず檢閲と云ふ文字に照して之を解釋するも既に明瞭にして許可又は許否と云はすして單に檢閲と云ふへい監獄則第三十四條の但書を於て總て當該裁判官の檢閲を要すと云ふと雖も苟くも信書の文字に於て監獄の紀律を害し及び有害なりと云ふ典獄か思惟したるときは如何に裁判官又は檢察か之を支障有害なりとて允可すと云ふと雖も典獄は之を許可するを要せざるか如く所謂眞正の許否に關する自由權は單に典獄の權内に存在すと云ふも敢て不可なきを斷言せんとす尙之を他言せば終局の許否權は典獄にありて裁判官又は檢察事は被告事件に關し忌避の有無を檢閲するに過ぎざるものと云ふへきなり然るを漫に監獄に宛てたる外來の書信を開封せしめ裁判所に移送するか如きは放漫も又甚たると云ふべきなり元來行刑官の典獄は國家の裁判權に容喙するを要せず又法律科之を許さず雖も行刑取締權の如何に至つては法律科典獄に與へたる國家の委任權にして刑事被告人をも典獄の配下に之か自由を拘束する間は其法律の目的を

### 囚徒の書信に就て

在三池 鳳々

總て書文は簡潔にして澁晦せざるを要す\*は我國古來の定説にして其用語の如きも成る可く平易なるを尊ぶと雖も元來書牘なるものは自分が直に書して先方の人に贈るものなれば結構用語の如何に據り其の人情密なるを微漫なるを知らしめぬは喜はしめぬは怒らしむるも

寄書

四十九

のなり故に境遇の如何に拘らず最も慎まざるを得ず然るに近來我監獄社會にては囚徒に書信を認めしむるに獨逸に模し努めて簡略に其要件の列記せしめんとするの趨勢く行はれ現に或二三の監獄に於ては之れを實行せん爲め従来の慣習を廢し寒暄をも叙せずす單に無味極まる要件のみを記せしめ以て獨逸に模し得たりと揚言するものあり余輩固より囚徒の書信は成べく簡略に認めしめんとすの說に對し敢て不可を唱ふるものにあらずと雖も斯く突進的の變更は其可なるを知らず凡そ書體文の如き獨逸に獨の風ありて我國亦に然かせざるを得ずとす可らず獨逸の如きは通常人土間に往復する書信をも我國に比し多くは枯味無味なれば隨て囚徒の書信も枯味無味なるを以て敢て怪しむるものなりと雖も我國の如きは總ての書讀に寒暄をも叙せず辭句をも修めざらぬが之れを見るもの必ず其不敬傲慢を憤るにあらずや是を以て推せば囚徒の如き一層の慎重を加へ一般の習慣を以て得ず可らざるものなれば其書信に於けるも簡略ならしむるは當然なる可し唯之を簡略ならしむるに就ては煩瑣あり則ち漸を以て之を實行し一般の人士を以て囚徒の書信は斯く簡略ならざるを得ずとの觀念を生ぜしむるにあり然らずして二三の監獄に於ける如く突進的の變更を爲さん時或は囚徒の不幸を免れざる可し今茲に家族の世話の親戚に依頼するものあり囚徒の時侯の挨拶をせしむるに於ては中妻子の世話被成下度候也底の依頼状を贈らんか之を見る親戚の感情如何從來斯く迅速感を得ずしめ乍ら一遍の口置も述べず其上當り前にて家族の世話を申し來るころ不將なりと怒らざるもの恐らくなる可し之に及んで先づ冒頭に寒暄を叙し安否を問ひ從來の始末を依頼し併て目下謹慎悔悟の模様を述べ次て請ふが如く答ふるが如く之を依頼せんか人さしして憚るの心を生ぜざるものなれば必ず快よく之を承諾せらるべし果して憚るを家族を饑饉に泣かしむるも無事の生活を得せしむるも實に一篇の依頼文に存せりと言言せざるを得ず其他父母の安否を問ひ故舊の消息を尋ねるも亦た然り怒らしむるも善しむるも前非悔悟の情を顯はすも乱雑傲慢の狀を表はすも其一人平生の書讀を見よと謂へり然るに今日彼我の人情習

監禁せら北同時に裁判決の告知を受けたるも其判決を正當なりと認め故期限を超過し其後數日を経て餘罪は免訴の言渡ありたり然るに拘留の令状を發したるは欠席判決のあるが爲めにあらずして單に餘罪の存りに於て存すべきが將に於て刑罰の起算期は欠席判決の告知を受けたる日に存すべきか此問題に對する上訴期間經過の日に決すへき乎此問題に對する答案は本誌第五卷第四號に掲載せられたり而して答案者は上訴期間中は刑罰に算入するを得ずと言ひ其論旨頗る誤れり因て茲に一言して之れが駁論を試んんとす

借欠席判決を受けたる者に對しては必ず逮捕狀を發すへき否なり(勿論自由刑に限る)故に本件に對しては必ず逮捕狀を發したるものと信ず然し誤て之を發せざるものとすも實際欠席判決を告知し且拘留ありたるに相當なく而して餘罪は免訴とありたる事實なれば假令餘罪の爲め拘留狀を發せしもの雖も欠席判決告知の日より刑罰を起算すべきは當然なり今日實際上の取扱も亦然るなり故に下田氏の答案は誤謬たるを免れず

其二

違警罪即決例に依りて處分を受けたる者其言渡に對し正式の裁判を請求する期間即ち三日又は五日の日數は何れの日より起算すへきや

此問題に對しては刑事訴訟法第十五條を適用し言渡の翌日より起算し且最終の日休日に當るときは期間に算入せずとの論を主張する者多し今其理由を論じ刑事訴訟法第十五條は即ち法律上の原則を掲げたるもの故に即決例に於て總則を掲げざる以上は無論刑事訴訟法第十五條の適用に對しては當然なり何しなれば訴訟に關する法律は凡て被告人の利益に解せざるべからず又最終の日休日に當るときは正式裁判請求の申立書を提出すも之を受附し可きものにあらず何しなれば受附しとすべきは即決例第六條に依り二十四時間内に正式を爲す裁判所に一件書類を送致せざるを得ざればと休日は勤務に關する吏員ありたるを以て得へからざるを得ざればと云ふにあり(洋々散士の説)此說一應尤の様なれども解釋の範圍を脱したる牽強附會の說なるを以て聊か駁論せざるを得ず

刑事訴訟法に於て期間を計算するに第十五條の如く初日を算入せざるものあり又は時効の如き初日を算入する者あり各々其場合に依り相當

●作業素品の紙屑中より発見したる貨物は如何に處分すべき乎

如夢居士

此紙屑は一貫目若干の割にて分商より買受けたるものなれども其元は誰より出たるや更に相分らず而して其紙屑中に在りし貨物は賣る者も買ふ者も素より之を知りたるにあらざるに於て偶然に発見したるものなりとす然らば其発見したる貨物は遺失物に相當なるべし抑も遺失物とは如何なるものなるか云ふに明治九年第五十六號布告遺失物取扱規則第一條に於て之か定義を下したりと雖も該布告は遺失物より見たるものに於て到底不完全の語を免れず又刑法に於ては之か定義を示さず故に學理に基き研究せざるべからず然らば學理上何れに於て遺失物と稱する乎我輩は信ずる所は遺失物たるに於て保管を脱したる物は則ち遺失物なりと(實際判決例に於ても買入たる紙屑中より発見せし紙幣等を隱匿せし者は遺失物隱匿罪を以て處分す)既に遺失物なりとせば該規則に依り措置すべきは當然の事なりとす

然るに或る地方に於ては遺失物取扱規則に依り届出の手續をなしたるも當局者に於ては其手續に及せずと之を却下したる由今其理由を聞くに其発見したる貨物は紙屑と共に貨目に掛け買受けたるものなれば假令双方豫知したるにあらざるも其買受けたる紙屑の中にありたる以上は遺失物を以て論ずべきものにあらずと云ふに在り我輩は斷じて此說の誤謬たるを信ず然りと雖も今尙其取扱を改められずとのにつき茲に記して是非を江湖に問ふ

●刑罰起算に就ての駁論

佐野生

茲に重懲罰執行の欠席判決を受けたる者あり爾後餘罪發覺の爲め逮捕の理由に基きて起算期を定む然れども違警罪即決例の如きは特別の便宜法なり然るに即決例に於て總則を掲げざる以上は刑事訴訟法第十五條を適用すへきと云ふは抑も誤りなり何しなれば刑事訴訟法に於て刑罰の如く他の法律規則に於て總則を掲げざるものは此法律の總則に従ふべきの規定なればなり勿論法律上明かなる原則は假令明文なしと雖も解釋上之を補ふことを得へしと雖も上訴起算點の如きは立法者の定め次第にて深き法理の存するものにあらず故に初日を算入せずとの明文なれば無論初日を算入すへきものなり(其故第十五條の明文を掲げたるものなり)然らば特別の便宜法たる違警罪即決例に於て何等の規定なきときは初日を算入すへきは勿論なり

又訴訟に關する法律は被告人の利益に解せざるべからずと云ふも雖も法律の文言明かにして疑ひなき場合に在ては被告人の利益を口實として強て解釋を下すへきものにあらず即ち前陳の如く刑事訴訟法の總則に従ふ明文なきのみならず違警罪即決例第五條は刑事訴訟法に反して第二條第一項の場合に於ては言渡ありたるより三日内第二項の場合に於ては言渡書の送達ありたるより五日内と明記し解釋上更に疑ふ所なし

又最終の日休日に當るときは正式裁判の申立書を提出すも休日は勤務に關する吏員ありたるを以て得へからざるを得ざればと云ふも法律上取扱ふべきものは假令休日なりと雖も受理せざるべからず實際休日に當る重直り況や警察の如きは休日なりと云ふも可なるに於てをや

是は民事訴訟法の事なれば大に參考となる者なりとす茲に一言すへし即ち民事訴訟法第六十六條に期間の終か日曜日又は一般の祝祭日に當るときは其日を期間に算入せずとあり而して或る事件につき十二月廿八日後の休日に於ては期間に經過せざるものとす(控訴院に於て審判)たる處大審院に於ては法律に日曜日又は一般の祝祭日である上は十二月廿八日後假令休日に當るときは期間に算入すへきものなりとて該裁判を破棄し失復せしめたり見るべし解釋の權なきべしからざることを又休日も雖も受理せざるべからざることを知るに足るべし

其他違警罪即決例を設けたる趣旨より考ふるも亦速に決着することを希望するものたるや推知するを得へし果して然らば正式裁判請求の期間に初日を算入すへきは理の當然なり

右の理由なるを以て審判部即決第五條の期間には無論初日を算入し且最終の日一般の休暇に當ると疑も算入せざるものにあらざる断言す

控訴の取下を爲したる者に對する刑期起算方に就て

在大阪 洋々 敬士

本誌第五卷第十號に如夢居士上訴の取下を爲したるものに對する刑期起算を題し甲乙二説を掲げ甲説に於て控訴を以て取下せられたる如夢居士と意見を異にし屢々本誌に於て文壇上の論議を爲せしことありしが今や此の解釋に就ては殆ど如夢居士の意見を同ふするものなり然れども如夢居士は單に甲説に贊同を表せられしのみならず未だ其の理由を明せせず依て數士は茲に甲説に贊同を表するの理由を述べん而して數士は嘗て大日本監獄協會雜誌第六十三號に於て控訴上告の取消を爲したるものなり刑部起算方に就て題し詳論せしことあり蓋し之を詳論せし者故あり他なり數士が知る某地の控訴院に於ては乙説を採用し上訴期間の取下は上訴申立書の原裁判所に於ては上訴審にあると論なく總て判決言渡の日より刑期を起算せしを目標とせしなり而して今乙説の唱道する處を見るに該訓令の解釋は擴張し可き者ならず故に其の指示せし上訴の管轄裁判所に於て上訴の取下を受理せし時の外原裁判所に向て而も上訴期間内に其の取下を爲したるものに及せず依て此の取下を爲したる場合に始より上訴を爲したるものに非ずと看做し裁判言渡の日より刑期を起算す可しと云へし論者は原裁判所に於て直に取下を許容するものと解せられたるものなり是れ數士と意見を異にする處なり上訴取下は刑事訴訟法第二百四十六條の規定に依り被告に與へられたる權利なるを以て其の判決ある迄は何時にても之を取らざるを得るものなり故に其の取下を裁判所に於て許容せずと云ふこと能はず然れども其の取下は必ず上訴審に爲さざる可らず依て原裁判所に取下書を差出すも原裁判所は必ず之を上訴審に送付せざる可らざるものとす何ぞなれ原裁判所は上訴管轄裁判所にあらずるを以て是等の書類を許容するの權なし而して本問題中示す如く控訴申

を不當にあらざれば本人は決りて之を取らざるの必要なれどもなり是に於てか愈前判宣告の日より刑期を起算すべきものに非ずして上訴裁判所に於て其の取下を受理したる日より刑期を起算するを以て訓令の旨趣に適合するものと思考せり

囚人身分帳に付て

南筑造 偶生

一身上票は警察署の訂正に於て若し萬一にも誤謬ありとせんか吾人は爲に大なる過を生ずるなきを深すべからず何ぞなれば吾人は警察署の訂正を信認する者なれば也されは亦警察署は之と同時に鄭重なる調査を遂げ眞實を以て訂正を供與するの義務あるにより決りて疑の存すべき道理なきへき善なり然れども身票を以て此に一言の余地を假さば予置は正に謂はんと欲す吾人か身上票の訂正を信認するだけ夫れだけ警察署が綿密なる調査を爲すや再や即ち此一事とす實施以來日未だ淺しと雖も其經過より云へば時に或は再三の往復を爲すあり又殊に多く見るは囚人の申立に對して比較的訂正の少なきは畢竟眞實なる誤謬を爲したるべしと疑ふ例へは生年月日不詳との申立にも猶且つ可ざり斯る徵末の事柄は云へ調査の必要あればこう訂正を求むるものなり故に出來得るだけは完全なる訂正を加へん事其筋に於て何ぞか注意ありたき事なり

一行状表は之を實地に適應するに方りて困難を覺ふるものあり表中「監房行状表」に對して「賦則及び放令の適合言語動作の良否規則の思念放誨の感否」は夫れ必ず重視あらざるを得ざるなり何ぞなれば適例監房行状表と必らず必らず之れを併言すれば總ての行状は監房及び役場の上からされは亦他に求むる場合なるべしとされ共單に表式上より見來れと各項の間甲乙しく何れも同等の價値を有するものなり一々其項目に應じて視察の如何を懸けざるべからず故に強て様式に依違し欄内の劃然分限を付せんとせんか勢ひ少なくも監房及び役場の行状欄内には表中列記外の行状を求め樂くするにあらざれば混同を免れず好し他に同等の行状を求め來るも既に他の項目中に包含せらるべきにより猶且つ重複を生じ遂に之れか眞

立書假令ひ區裁判所の手に存在する場合と雖ども第一審たる區裁判所は其の控訴書類及取下書をも併て第二審裁判所に送付せざる可からず何ぞなれば原裁判所は刑事訴訟法第二百五十四條に依て原裁判所に差出さしむるは原裁判所に於ては相手方に通知するに期間經過の控訴申立に非ざるややを檢するの外他に必要なれはなり故に此の手續を了したる上は直に第二審に送付せざる可からず又假令ひ確定期間内に取下書を差出すに既に控訴成立し居る以上は乙論者の如く始めより上訴を爲したるものに非ずと見做す可きなり何ぞなれば本控訴は其の期間内控訴申立書を原裁判所に差出すと同時に控訴成立するものなれどなり以上の理由に依り第一審裁判所に手に控訴申立書の存在する場合と雖ども取下書は必ず第二審裁判所に送付せざる可からざるを以て第二審即ち上訴の管轄權を有する裁判所に於て其の取下書を受理したる日より刑期を起算するを以て至當なりとす何ぞなれば本控訴に刑事被告人より上訴取下を爲したるときはは上訴管轄裁判所に於て其の取下を受理したる日より刑期を起算すべしとあり然るに上訴期間内に取下を爲したるものは前判宣告の日より刑期を起算し上訴期間後に取下を爲したるものは上訴期間内に取下を爲すことと爲し論者の理由に曰く上訴期間内に上訴取下を爲すときは之が爲め刑の執行を停止せしに非ずして純然最初より上訴を爲さざるものと同一なり故に假令ひ取下するも再び期間内に上訴を爲すことを得可しと誠に一理ありと雖ども該訓令の意は上訴期間内と期間外との區別を設け本罪に取下を爲したるとき云ふことあり故に其の一期の取下なること一日明瞭なりと道理上より之を考ふるも論者の如く期間内の取下を以て前判宣告の日より刑期を起算するものとせし彼の被告の如きは地方控訴院より大審院へ取下書送致に至る迄は尚ほ數日を要するや疑なし果して然らず自然其の執行指揮も遲延し確定期間後數日拘留監に拘留せられて刑期に算入せらるるの利益あるを以て從て上訴差起の弊起るや明けし矣抑も上訴期間内刑の執行を停止するなり故に其の上訴に於て正當なるか又は最初より服罪するときは其の刑の執行を受けざる以上上訴期間内を刑期に算入せらるるに疑ども一旦其の判決に對し不服を唱へ控訴したる以上は之を取消すも本人の上訴は既に不當の意あるを免れざるなり何ぞなれば

相を得る事能はざるべし之を以て予置は望む多し様式上の權あるも寧ろ本表を以て有効に活用せしめん事を果して然らば如何して有効ならしめ得るか曰く先づ監房行状表及役場行状表の二個を以て大綱とし其他の各欄は即ち之れが項目にらむべし左すれば専ら重複を來さるのみならず且つ最も不安なるが如し若し夫れ此方法を以て違式の費ありとせ本表を改正するにあらざれば到底行状表の眞相實情を見る事難かるべし知らず於て支ふるや否や

批評

監獄學を讀む 水崎基一

千古の英雄アレキサンダー大帝が遠征の師を興し四海を吞吐するの意氣を以て東印度に到りインダスの河を渡りてハイファシスを征服せし時は正に之れ萬代の碩儒アリストートルカ兀々として學海に掉し希臘の哲學をして最も世界に光榮あらしめし時代也。國家の大勢一度膨脹の機運來るときは各般の文物靡然として進達す。吾人は東洋文明の宣傳者を以て任する大日本が一葦帶水を隔つる鷄林に向て征蠻の師に繁なるの間に當り、雪案策窓無窮に貫く眞理を開拓する者あらん事を切望して已まざる也。小河滋次郎君は監獄界の専門學者なり。吾人平生君の著書を讀み斯道の先覺として推服傾倒する實に深



雜報

躬行叢話の欄を特設せんが爲めに讀者に望む

雜誌記者

監獄官吏が平素職務上に於ける嘉言善行は從來往々世の新聞紙上に散見する所にして假令は看守押丁等にして反獄を鎮遏し又は逃走者を捕獲する等非常急遽の場合に臨み電光石火の如く應變の心掛なかるべからざるは勿論、苟くも監獄官吏たる者、須らく服膺すべき事項なりとす故に予輩は監獄官吏の職務上の美談は可成之を此社會に周知せしむることは他を願し又自らも之に照準せんことを誠しむるの手段として偉大の利益あるとを斷言せんとす、然れども從來の經驗に徴するに是等の美談にして普ねく社會に傳承せらるゝとは實に稀有にして却て反對に汚行醜聞の屢々予輩の耳に入るは斯道の爲め慨嘆に耐へざる所なり是れ蓋し職務上に關する嘉言善行の稀有なるにあらざりとも雖も之を社會に紹介し普ねく當局者に

とを肯んせざりしと、是等は素より微小なる事に似たりと雖も此看守の拒絶こゝ職務上の美談に屬す何となれば遇囚紀律上の事は裁判官の得て容喙すべし所にあらずして之れが許否は監獄官吏の權内に屬すべければなり世の看守たるもの皆斯くありたきものにこそ聊か付言す

處罰中の接見に就て

懲罰執行中の者に接見を出願する者あるも之を許すべしや將た許すべきものにあらざるやの疑問は曩に宮城縣に開設せられたる協議會に於て閤室處罰中の者に限り之を許さず其他の處罰者は典獄の必要を認むるものに限り之を許すべしとの事に決定せられたりと予輩此決議に付大に疑なき能はず此決議中閤室處罰以外の受罰者は典獄の必要を認むる場合之を許すとせんか閤室以外の受罰者は其罰期中に拘はらず接見を爲し得ると云ふの結果に歸す何となれば何れの接見か典獄の必要を認めざるものあらざるべければなり既に接見を許可すと云へば此許可こそ即ち典獄が接見の必要を認めたるものに外ならずして果して必要の接見之を許すとせんか他の處罰中と雖も殆んど接見を許可すと云ふの結果に歸着すべし最も

知らしむるの機會なきにあらざるなきか否な必らず斯る美談の旗出するものあるに相違あらざるべき事を信せり本誌幸に我當局者の間に廣く愛讀せらるゝの榮を擡ふを機とし自から進んで此美談を普ねく監獄當局者に報道するの任務を盡さんことを欲せり世の當局諸君幸よ本誌記者の微衷を嘉納せられ今日以後苟も他の龜鑑となり職務上に關する嘉言善行は細大漏さず詳細なる報道を本會に投寄せられんことを只管記者が當局者に懇請する所なり

因に言ふ職務上の美談と云へば必ずしも右に例示したるが如き反獄を防遏し逃走を捕獲する等に至らず苟くも公務上の嘉言善行とも云ふべき事は勉めて之を寄稿せられんことを望む予輩豫て傳聞せしことあり掲げて以て參考に資す事實は曾て大阪府にありし事にして夏時三伏の熱、午下流汗淋漓として世人は皆涼を欲し水、氷の類を喚ぶの候或日被告人の看守に伴はれて公判庭に出でし時該被告の辯護人は其苦熱を察知し裁判長に請ふて被告人に氷、水を與へんとを上願したりしに裁判長は何心なく辯護人の請を容れ之を許可せしに被告人戒護の看守某は確く之を拒んで氷、水を與ふる

接見を許可すべき必要の場合に於て典獄の斟酌宜しきを得るは論を待たずと雖も彼れ受罰者に對し現に懲罰中接見を許す場合ありとせんか懲罰の苦痛を減せしむるの恐れなきか又紀律保持の擔保を缺くの虞なきを得んや予輩疑ひなき能はず寧ろ處罰中は之を許さざるの正常なることを思惟せり敢て讀者に訂す

監獄官吏及在監人の稱呼

監獄官吏が平素在監人を呼ぶに其稱呼常に一定せず或は甚だしき下劣の語を用ゐるあり又は爾かく甚しからざるものありと雖も要するに其人の異なるに從て其稱呼に差異あるが如し假令は汝、其方、貴様、手前、お前等區々にして一定する所なし、稱呼の如何は在監人殊に刑事被告人等の感觸上甚だしき關係を及ぼすものなれば予輩は可成其齊一に出でんことを希望せり予輩の見解を以てすれば官吏が在監人に對する稱呼は可成其番號を用ゐるか又は其方なる一稱呼の内にて其一を擇び之を常用せんとを望む就中刑事被告人に對しては成べく語を穩かにし御前なる稱呼の許に之を呼ばれば可ならんか將又在監人より官吏を呼ぶ場合に於ても稱呼一定ならざるが如し是又同一にせられんことを望む最官等の高下に於て其

稱呼を異にすべきは勿論なりと雖も各其官等に對する相當の敬稱を訓示し置かれんことを試みに予輩の意見を述べんに典獄以下看守長、看守押丁等制服を着するものに向ては典獄殿又は看守長殿と職名の下に殿の敬稱を用おしめ其他書記以下雇員には御掛り又授業手に對しては何々授業手殿と稱呼せしむれば可ならんか要するに彼と云ひ是と云ひ相當の語を擇ばれんことを希望す

●監獄公報の發刊に就て

東北地方典獄協議會に於て監獄公報發刊の上各地方相互交換するの件を議決せられたるよしは本誌前號に記載する所なるが既に之を實行しある向にして予輩の知る所のものは新潟及び神奈川の二縣及び三池集治監の三個所にして新潟縣及び三池集治監に於ては月報とし神奈川縣に於ては毎月三回に分つて發刊せらるゝの仕組みなり今左に三池集治監に於ける月報發刊の規定を掲げて當局者の參考に供す

月報發刊並ニ編纂手續

第一條 月報ハ獄務取扱上便宜ノ爲メ之ヲ編纂シ毎月一回發刊ス

第二條 第一課ニ月報編纂主任一名ヲ置キ材料ノ

ふ内に就き別房留置人に對する書信の制限及度數に就ては舊則に於ても之を明かに規定しあらざるより別房留置人の發信書は之を無制限に許可すべきものなるや將た四人の例に依り一ヶ月一回とすべきや或は又懲治人の例に準じ一ヶ月二次之を許可するも差支なきやと云ふの疑問は此頃尙は監獄當局者の間に一定せざるが如し或は一應は刑餘者にして刑罰執行中の者にあらざれば無制限に之を許すも差支なきが如し雖も元來刑餘者を別房に留置するを要する所以のものは予輩の言を俟たず引取人なく又は歸郷の旅費なきより止むを得ず之を監獄の別房に留置するものなれば其發信の主旨にして必要なるか或は有益なるものと典獄に於て認むる者は強て之を制限するの要を見ずと雖も然れども無制限に之を許可するも支障なしと云ふが如きは寧ろ其不當なるを認む何となれば若し之を無制限に許可するとせんか發信又發信其必要もなきに之を發し寒暄の序次より甚だしきは寧ろ慰撫的に之を屢々するが如きものあるに至り郵税を増費するに至るの恐れなき能はず故に予輩の意見に由れば別房留置人の發する信書の度數は可成之をして四人の例に依らしめ而して其必要を認むる

校訂編纂ニ係ルコトヲ取扱ハシム  
 第三條 各事務ノ主任者ハ月報ニ登載スベキ事項ヲ調査シ原稿用紙ヲ以テ典獄ノ認可ヲ得之ヲ編纂主任ニ交付スベシ  
 第四條 月報ハ本監ニ在職スル判任官、判任官待遇教諭師備員授業手ニ頒布ス  
 但其費用ハ自辨トス

因みに監獄公報の誌上、時に或は主務省の指令通牒等をば其の儘掲載せらるゝ向もありとのとなれども是は少しく穩かならざるやの感なきにあらざり又我輩一個の私見に據れば月報の仕組として發刊せらるゝよりも寧ろ二回若くは三回位に分刷せらるゝ方、閱讀及び記憶上に取りては利便反つて多かるべしと思はる

●別房留置人の發信度數に就て

別房留置人に對する處遇如何は現行監獄則發布の當時之を法文より削除せられたるに付き當局者の間に疑故ありて其筋へ伺出でられたるに内務大臣は別房留置人に對する處遇方は總て従前の通たるべしとの指定ありたる以後當局者の間に於ても又議論あらざりしものゝ如し然れども此従前の通取扱ふべしと云ものに限る特に典獄が臨時發信を許可すべきものとし瑣少の郵税たりとも之を浪費せざらしめられんことを聊か當局者に注意を請ふこと爾かり

●身分帳簿中の配偶者の解

四人身分帳簿中に配偶者の有無云々の欄あり此配偶者とあるは單に戸籍上の登録を経たる所謂正當の婚姻に由て夫婦となりたるもの而已を指すか將た未だ戸籍面に登録せずと雖も平素夫婦の交を爲せるものをも之を配偶者ある者とすべきやとは一應當局者の間に起るべき問題なるが如し然りと雖も此配偶者とは強ち戸籍上の登録を経たる配偶者のみを指したるものにあらずるべく未だ表面入籍の手續を経ずと雖も平素同一家庭に居住し隣保郷黨が認めて以て夫妻と認むべき正當の事實あるものは同じく之を配偶者あるものとし本欄に記入するを以て正當なりと予輩は信せり各地實際の取扱振り果して如何敢て當局者に問ふこと爾かり

●工錢を以て軍資金に献納は許可すべからず

此頃新聞紙上報ずる所に由れば陸海軍兵卒等の軍獄

にある者にして日清交戦の事を漏れ聞き其身の自由を得ざるより従軍する能はざるを嘆じ或は脱獄逃走を企つる者ありしとかや等は素より忠君愛國の敵愾心に出づるに相違なきは勿論なるべしと雖も國法は決して斯る者を宥恕すべき者にあらざるは又素より言を待たざる所なり茲に同じく國家の法律に觸れ身現に普通監獄に繋束せらるる者にして如何にして今回日清交戦の事を聞知したるや开は須らく別問題とし殊勝らしくも工錢の餘分を以て軍資金に獻納せんとことを願出づるものありたるやに聞く是等は一應我大帝國の臣民として又愛國心の厚きものとして之を許可するも可なるが如しと云ふも是等は是等に大に事理の顛倒したるものにして決して之を許可せらるべきものにあらざるは勿論なりとす、抑も身現に監獄に拘禁せらるるものは何物そ國法に觸れ其身の自由を迄之を剝奪せられ國家の公屋に餘義なくせられ國費に衣食するものにして法律が恩惠上より給與せらるべき工錢を以て軍資金に獻納せんと云ふが如きは何んぞ其身の境遇を顧みざるの甚だしきや又況んや監獄則は工錢使用の費途を定むるに於てをや故に善し斯る敬表ある者ありと雖も當局者は宜しく之を

誠諭し止めしめん而已又其筋の伺定を待たざるべし然るに此頃は類似の事あり主務省に伺出でられたる向ありたりと聞く然れども當局者は之を許容せられざりしと又以て予輩の意を得たりと云ふべきなり主務省の見解又予輩の意見の如けんか聊か一言す

●監獄統計の改正に就き

内務報告例中監獄に關する統計の不完全なるは曾て有志の遺憾とする所にして予輩又曾て同情を表せり之れと同時に正確なる統計例を公布せられんことを希望したりき抑も監獄統計の正確詳密を要すること共に當局者の認むる所にして然かも此正確と詳密を要する報告例にして從來不完全なりしは今日殆んど免かるべからざる事實なるが如し宜なるかな此頃聞く所に由れば近日之を改正し以て詳密なる統計例を發布せらるるの議ありと果して事實なりとせば予輩の大に希望する所にして其改正例の一日も早く發布の日あらんことを望む又同時に當局者に望む所は監獄統計は可成正確を期せらんことを如何に統計例にして其肯綮を得るありと雖も獨り正確を缺くあらば寧ろ數字排列に終らんのみ敢て豫め統計主任者に望むこと爾かり

●十六歳未満の囚人を減食處罰  
たるごさの菜に付

十六歳未満の囚人及懲治人にして獄則に背戾するときは獨愼、減食の二懲罰に依て之を矯治す而して其減食に處するときは一日の食量を二合乃至三合に減すと而已ありて菜又は臥具の事は之を規定せず去れば減食中と雖も菜を與へ又臥具を禁ずる者にあらざるの法律の精神に相違なかるべしと雖も其食量を減するにも拘はらず通常の並菜を與へざるべからざるかと云ふに是又一の疑問なるが如し何となれば食量は之を減するのみならず普通囚人には鹽湯二品の外菜を與へずとの規定に比し權衡を得ざるなきか等しく囚人にして其年齢の十六歳前後の區別に依り一は通常菜を與へ他は之を與へず且臥具をも禁せざるべからずとは予輩其間に何等の理由あるを知らざるなり然れども法は之を區別せり故に之をして權衡を得せしむる能はざるも又如何ともすべからざるなり然かり雖も食量の減少する丈其丈け菜も適宜に減少するを以て可なるべし然らざれば減食に依て之を矯治せんとするも普通並菜の給與は以て減食の苦痛をし薄弱ならしめ之を屢々する遂に其懲罰の恐るべき

●監獄參觀の外人と云ふ意味に就  
て

を忘却せしむるの憂ひなき能はざるならん宜しく當局者の方寸に存て可なるべし

●藤澤典獄の榮譽

外人の監獄參觀は其之を許否するに當て參觀を請ふべき事由及び其之を請ふ人の身柄の如何は典獄能く之を審判し許否するを要すとは數年前其筋の一般に内訓せられたる處なりと覺ゆ而て其當時の誌上之を記載したり然るに此外人とは普通當局以外の外人を指すや將軍に外國人を意味するものなりやとは一般の疑問にてありしに此頃其筋に於ては此外人とは後段の意味即ち外國人と解すへきことに内定せられたりと聞く

佐賀縣より香川縣に轉任せられたる藤澤典獄は佐賀縣に在任せらるること拾有餘年其間監獄に盡力せられたる功績の燦然たるものあり今回氏の轉任に臨み同縣田邊知事より贈られたる感謝狀を得たれば掲げて一覽に供す

凡そ精勵とを以て職を奉ずるもの未だ曾て功を奏せざるものあらず明治十六年五月本縣再置縣政

創始の時に當り君は警視廳巡查副長より轉じて本縣警部となり明治十八年五月副典獄に兼任し監獄本署長となり尋て典獄に累進し獄務に執掌すること實に十年二月の久しきに渉れり此長日月間に於て其獄務を處するや終始一貫精勵を以てす故に事務整然規律嚴格能く署員をして勗懋せしむるに至る就中監獄の改築在監人檢束法の周到監獄の衛生作業の進歩監獄經濟の整理等は其最たるものにして君が職はら精勵を以て銳意専心其職任を全ふしたるの結果に由るにあらざるは莫し蓋し本縣監獄をして全國有數の模範監獄中に加へらるゝに至らしめたるもの獨り本縣の光榮なるのみならず又以て國家の幸福と云ふべし本年九月十九日香川縣典獄に轉任の命あり將に任に赴かんとす則ち茲に多年君が精勵の功績燦然たるを表證し恭く其勤勞を謝す

明治廿七年十月六日

佐賀縣知事從四位勳四等田邊輝實

香川縣典獄從七位勳六等藤澤正啓殿

**萬國監獄會議**

明年佛國に於て開設の萬國監獄會開期は倍々切迫せりしか本月六日を以除服出仕せられたるも再び出廣もなく局務を料理せられつゝあり

**眞木監獄課長**

本誌前々號に報道せし如く同氏は新潟、宮城、山形、巖手、青森の各監獄巡閱及び宮城縣に開設せられたる典獄協議會に臨席の用務を終へ去る十月末日を以歸京せられたり

亦同氏の嚴父眞木喬介君は本月十八日腦充血に罹り藥石其効を奏せず翌十九日終に永眠せらる依て同氏は目下忌引中なり

**坪井内務屬**

北海道各監獄巡閱として出張せられたる坪井内務屬には十月上旬無事歸京せらる氏の慧眼に映せし所の幾多の好資料、余輩幸に聴くことを得ば之を讀者に紹介することを怠らざるべし

**石澤集治監典獄**

氏も亦た北海巡回の長旅恙がなく歸途、宮城縣典獄協議會に臨席し十月中旬を以て歸任せらる老て益々壯んなりとは蓋し此の老典獄の謂なるか斯道の爲め體んで氏の健康を祝す因みに氏に隨行せられたるは蘆立第一課長なりしと云ふ

り、提出の議題、委員派遣の成行如何は我人か一日も遺忘し能はざる重要問題にして而して時節柄幾分か其進行に支障なきやを懸念せらるゝ向あるやに聞く、然るに今余輩か聞知する所に依れば、本邦監獄制度調書諸表類は既に佛國に回送し尙ほ全會へ提出する議題も略々調査を終へ其他の準備に付ても其筋に於ては着々抄取らしめつゝありと云へば吾人は大に其意を強ふする所ありて可なり

**大日本監獄協會常集會**

本月十八日を以例の如く上野頤松亭に開會せらる、其出席員は内務省監獄課員、東京集治監並警視廳監獄本支署員、東京陸軍監獄長等廿餘名にして其討論問題は(一)囚人の獄罰處分として條件付言渡を爲すの可否(二)在監人に對し書信接見の制限を設るの可否(三)二刑以上繼續執行に係る囚人には獄則の賞罰も伴隨せしむるか(四)在監人一人に對し衛生上必要なる監獄建築の地所面積幾千等の數項を議す因に府縣會開期等の故にや地方會員の出席を見ること割合に少かりしと云

**小野田警保局長の消息**

同氏は廣島へ派出中北堂の逝去に會し歸京齋戒中なり

**菅井及び長屋兩集治監典獄**

二氏、相前後して御用上京せらる觀察せられし所の沿道地方の各監獄、二氏果して如何の所感かある。時恰も府縣會開會の期に際す願はくは地方議會と地方監獄との關係如何かを一願せられんことを

**外人とは外國人の謂ひなり**

本誌曾て外人の監獄參觀を請ふたる場合に於ける制限のことを報道せり所謂外人とは汎く監外人一般を指したるものなりとの意味に解する向もありとのことなれども右は單に外國人のみを指稱したるものなりとの趣旨を以て注意せられたる所ありと聽く

**第一回東北地方典獄協議會決議錄**

**議會議決錄**

東北地方典獄協議會略記

一本會は明治廿七年十月五日より宮城縣仙臺市勾當臺通宮城縣會議事堂内に開設し同月十二日を以て閉會す  
一本會に臨席したる典獄左の如し  
東京集治監典獄 石澤 體 吾  
北海道集治監典獄 大井 上 輝 前

警視廳	神奈川縣	新潟縣	埼玉縣	群馬縣	千葉縣	茨城縣	栃木縣	靜岡縣	山梨縣	長野縣	福井縣	岩手縣	青森縣	山形縣	秋田縣	宮城縣	宮城縣	北海道
典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄	典獄
山下	小河	小泉	高山	福原	千石	古城	甲斐	千頭	井上	五十嵐	小野	松江	神代	大樂	増村	長屋	山崎	支那
房親	滋次郎	保直	幸男	三綾	石學	彌二郎	秀成	正澄	眞平	小彌太郎	重久	澤身	新造	嘉則	又輔	德義	德義	德義

北海道典獄は事務上差支あるの故を以て臨會  
なかりし

一本會に内務屬真木監獄課長臨席せらる  
一本會に於て議決したる事項左の如し  
但提出議案中廢案となり又は消滅に歸したるもの  
は繁を省んか爲め殊に之を掲げす

決議

- 第一號 決 岩手縣提出  
一 監房着席一定の番付付留の方法及着席順序の標準並二人以上拘禁の監房に在ては其座法を一定しては如何  
決 各地方適宜とす
- 二 在監人の敬禮に對し司獄官答禮しては如何  
決 舉手して之を受くべきものとす (青森縣同提出)
- 三 各監獄作業料程を一定しては如何  
決 各地方適宜とす
- 四 定役囚の食糧程度を一定しては如何  
決 別紙(第一號表)の通り試みに施行し後會に於て其適否を討議す(きものさす) (宮城縣同提出)
- 五 控訴人の最終判決裁判所々の監獄は其罪名刑期或は無罪免訴等を會て在監たりし監獄に通報を爲すことにては如何  
決 原案之通
- 六 囚人に書籍請求及び看讀を許可するに懲罰を受けたるものに對しては期限を附して允許するの内規を設けては如何  
決 一ヶ月以上三ヶ月以下と一定す
- 七 處罰執行中のものに接見を出願するものあるも許可せざることにしては如何  
決 許可せざるものとす但關室を除くの外典獄に於て止むを得ざるものと認めたるときは此限にあらず
- 八 女監取締に捕繩手帖呼子笛を貸與しては如何  
決 貸與すべきものとす (宮城縣同提出)
- 九 領置の書籍と雖も看讀を許可するときは二枚以上合貼したる表紙は除却しては如何  
決 各地方適宜とす
- 十 在監人の看讀書籍を一定しては如何  
決 各地方適宜とす (宮城縣同提出)

(未完)

●教誨叢書第三十三輯目錄

明治廿七年九月分

毎月一回出版一冊金四錢  
郵費二錢二冊以上同一錢

○教誨 心の規則

在米留岡幸助

義勇の氣

銅路大塚素

心を化て新にせよ

樺戸水崎基一

○宗 教 眞正の満足

十冊 中江注譯  
樺戸大塚素

○傳 記 加藤清正

樺戸大塚素

○伊勢平藏家訓

神佛の事 南海逸士

○日新公教訓歌解

神佛の事 南海逸士

○勸 話

北海のインツア 蛇と鶴の  
た、は、生

痴漢の耳

話 エアキンバラ 鎖匙屋

長命の基

上帝の宣告書

隨 感

書籍案内

○明治近思錄

清 潔 濃 川 生

○半年の勉強

第三回 かなのてかみ 天福堂主人

●教誨叢書第三十四輯

明治廿七年十月分

○教誨 從順

在米留岡幸助

我れ如何なる人とな

るべきや

己れを知れ

銅路大塚素  
樺戸原胤昭

○宗 教 克己

天福堂主人

○傳 記 赤垣義士諸傳

天福堂主人

○伊勢平藏字訓

慎獨、省身、儉約 南海逸士

○日新公教訓歌解

慎獨、省身、儉約 南海逸士

○勸 話

北海のインツア

懺悔談 作ン爺

出獄人に與ふる書

酒の害

吸煙の害

は、た、生

駿堂學人

長陽外史

○明治近思錄

奇家 濃 川 生

○半年の勉強

かな通信文 天福堂主人

會 告

●本會雜誌代金取經主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシムヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)  
前金五錢五厘(全上)

●監獄雜誌 全署內五名以上購讀ノ向ハ 壹部 一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ  
●又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取經メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、キハ住所姓名(官衙ニ奉讀セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取經主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス

●雜誌代金ヲ送付セラル、キハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ

●通運便ニ付セラル、キハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、キハ五厘切手一割増タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

明治廿七年十一月二十日發行

發行人兼編輯人

磯村 兌 貞

印刷人

海沼 富 太 郎

發行所

愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察 監獄學會

支會

東京四ツ谷區荒木町廿七番地 警察 監獄學會支會

印刷所

東京市京橋區銀座四丁目一番地 博 聞 社

(明治二十七年二月廿六日逕信省認可)